

魚津市地域福祉計画

《第4次計画：令和4年度～令和8年度》

令和4年4月
魚 津 市

はじめに

魚津市では、平成 29 年3月に「第3次魚津市地域福祉計画」を策定し、福祉のまちづくりを進めてまいりました。

しかし、人口減少と少子高齢化が想定よりも速いスピードで進み、長期のひきこもりなどに起因する「8050」問題や未成年の子どもが親などの介護を行わざるを得ない「ヤングケアラー」問題など新たな課題に直面しています。

また、子育て家庭への支援や子どもへの虐待防止、増加する一人暮らし高齢者や認知症高齢者への対応、障がい者の自立に向けた支援、さまざまな理由により生活が苦しく社会的に孤立している生活困窮者に対する対策など、取り組む課題は多くあります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の出現により、これまで築いてきた地域住民の「支え合い」や「繋がり」が薄れていくことが危惧されております。

このような中、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる社会を実現するには、これまでに築いてきた助け合いや支え合いのしくみを充実させ、地域住民、行政、団体等が世代や違いを超えて地域共生社会の構築をさらに推し進めることが重要です。

第4次魚津市地域福祉計画では、「世代を超えて、お互いに支え合い、繋がり合い、安心して暮らせるまち魚津～地域共生社会の構築を目指して～」を基本理念として掲げ、「地域の力を高め、つながりを強化する」、「暮らしを支える仕組みを整備する」、「誰もが安心して暮らせる体制をつくる」の3つを基本目標に各福祉施策に取り組むこととしています。

今後、市ではこの計画に基づき、住民、行政、地域福祉に関わるすべての人と連携し、地域福祉の推進を図ってまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたりご尽力賜りました魚津市地域福祉計画推進委員会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和4年4月

魚津市長 村 椿 晃

魚津市地域福祉計画(目次)

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 魚津市地域福祉活動計画(社会福祉協議会)との関係	6

第2章 魚津市を取り巻く現状

1 人口と世帯の状況	7
2 子どもや高齢者、障がい者等の状況	9
(1) 子どもの状況	9
(2) 高齢者の状況	10
(3) 介護保険要支援・要介護認定者の状況	11
(4) 障がい者の状況	12
(5) 生活保護受給者の状況	14
3 福祉に関する市民等の意識	15
(1) 高齢者の社会参加の意識	15
(2) 高齢者の相談先	16
(3) 子育て世帯の相談先	17
(4) 子どもを健やかに育むための地域の取組	17
(5) 障がい者団体の地域福祉に関する意識	18
(6) 市社会福祉協議会が地域福祉活動計画策定のため行った 地域福祉座談会意見	19

第3章 理念と目標

1 基本理念	20
2 地域福祉計画とSDGsの関係	21
3 基本目標	22
4 施策の体系	23

第4章 目標を達成するための施策と展開

基本目標1 地域の力を高め、つながりを強化する

施策1 地域への関心力の向上	24
施策2 福祉活動の担い手育成	28
施策3 社会参加と自立の促進	31

基本目標2 暮らしを支える仕組みを整備する

施策4 福祉サービス基盤の充実	35
施策5 地域包括ケアシステムの推進	41

基本目標3 誰もが安心して暮らせる体制をつくる

施策6 包括的な相談支援体制づくりの推進	43
施策7 災害に備えた体制づくりの推進	49
参考指標	51

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進	52
2 社会福祉協議会との連携	52
3 計画の点検・評価・見直し	52

資料編	53
-----------	----

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成29年3月に第3次魚津市地域福祉計画を策定しました。また、魚津市社会福祉協議会は同活動計画を策定し、「みんなが安心して、暮らし続けることができる、地域づくりのために～地域共生社会の構築を目指して～」を共通の基本理念として、市と市民が協働して目標実現のため様々な取組を行ってきました。

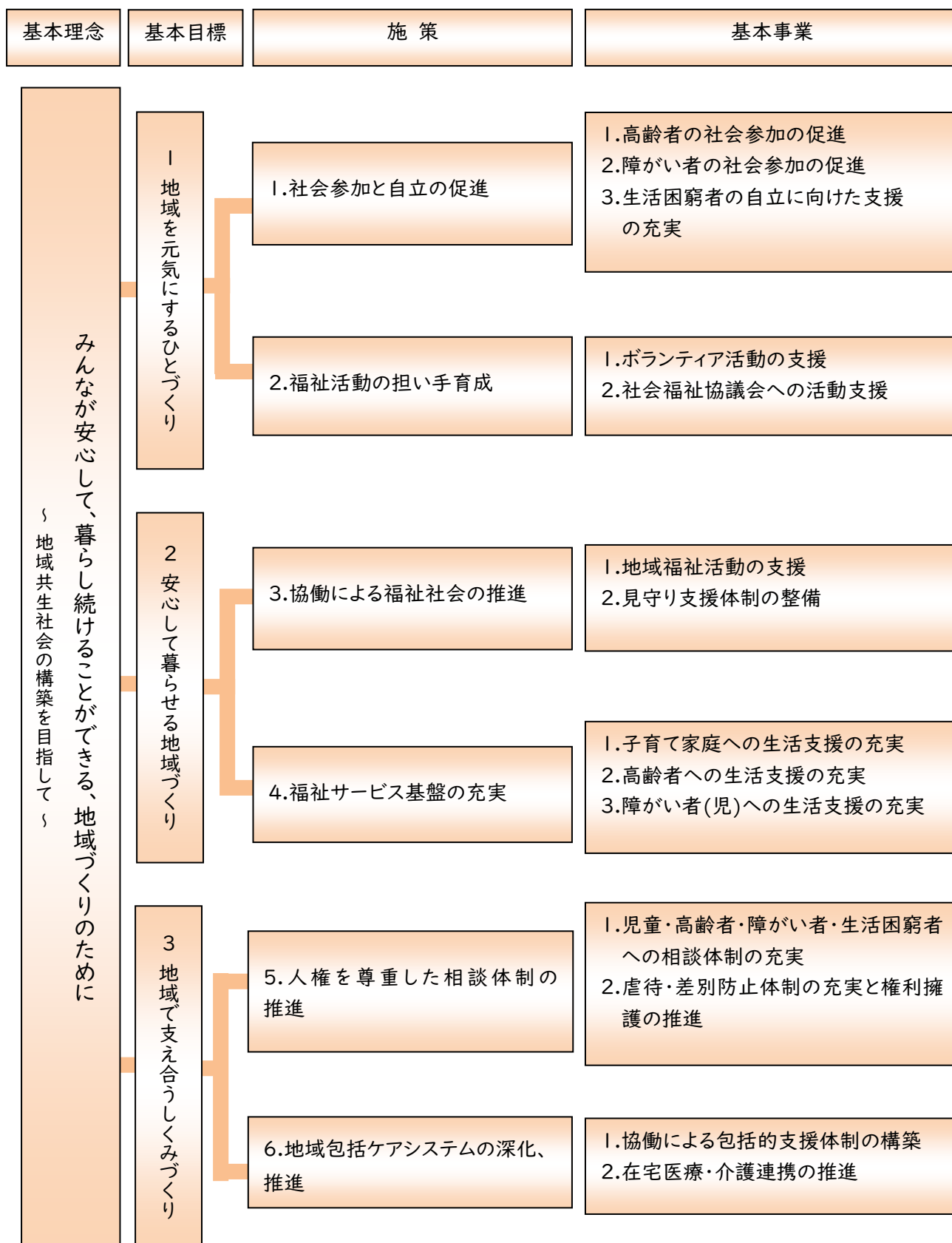
地域では様々な団体、事業所などが高齢者や子どもの見守り活動に参加され、その数は年々わずかずつですが増加しています。また多くの元気な高齢者は地域の様々な活動の中心となっています。高齢だからということだけで支えられる側になるのではなく、お互いが支えられ、支える側にあります。令和元年度からは、災害時要援護者の個別避難計画の策定について全地域で取り組むこととし、これまで約230名の災害時要援護者に関する個別避難計画が策定され、地域における共助の取組が推進されているところです。また、本市では、子育ての社会問題といわれる、保育園に入所できない待機児童はいませんが、より子育てしやすい環境をつくるために、私立保育園8園が保護者の就労状況に関わりなく子どもを預けることができる認定こども園に移行しました。さらに、教育保育施設や地域の子育て支援事業等の利用にあたっての情報収集・提供、相談、助言等を行うため子育て支援コーディネーターを配置するなどしました。

しかし、計画策定から5年が過ぎ、市の少子高齢化は想定よりも速いスピードで進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加、「8050問題」のような引きこもりなどの新たな課題に直面しています。一方で、人口減少が進み、支える側の減少と支えられる側の増加という状況が一層厳しさを増しているとともに、福祉サービスを提供する人材の不足も顕在化してきています。また、子どもの貧困、貧困の連鎖が大きな社会問題となっています。

さらに、地域に暮らす住民で過去に犯罪や非行をした人の中には貧困や疾病、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱え立ち直りに多くの困難を抱えている場合があります。これらの人が地域の中で孤立せず円滑に社会復帰できるようにするには、刑事司法機関による取組だけでなく、保健・医療・福祉サービスの提供など地域社会での息の長い支援が求められています。

このため、本計画は、総人口が減少する中で高齢化率が40%を超えると見込まれる令和22年(2040年)を見据えながら、第3次計画の成果や課題の検証を行い、今後5年間の地域福祉の充実を図り、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らしていける地域づくりを推進するために策定するものです。

参考 3次計画の施策の体系



参考 3次計画における参考指標

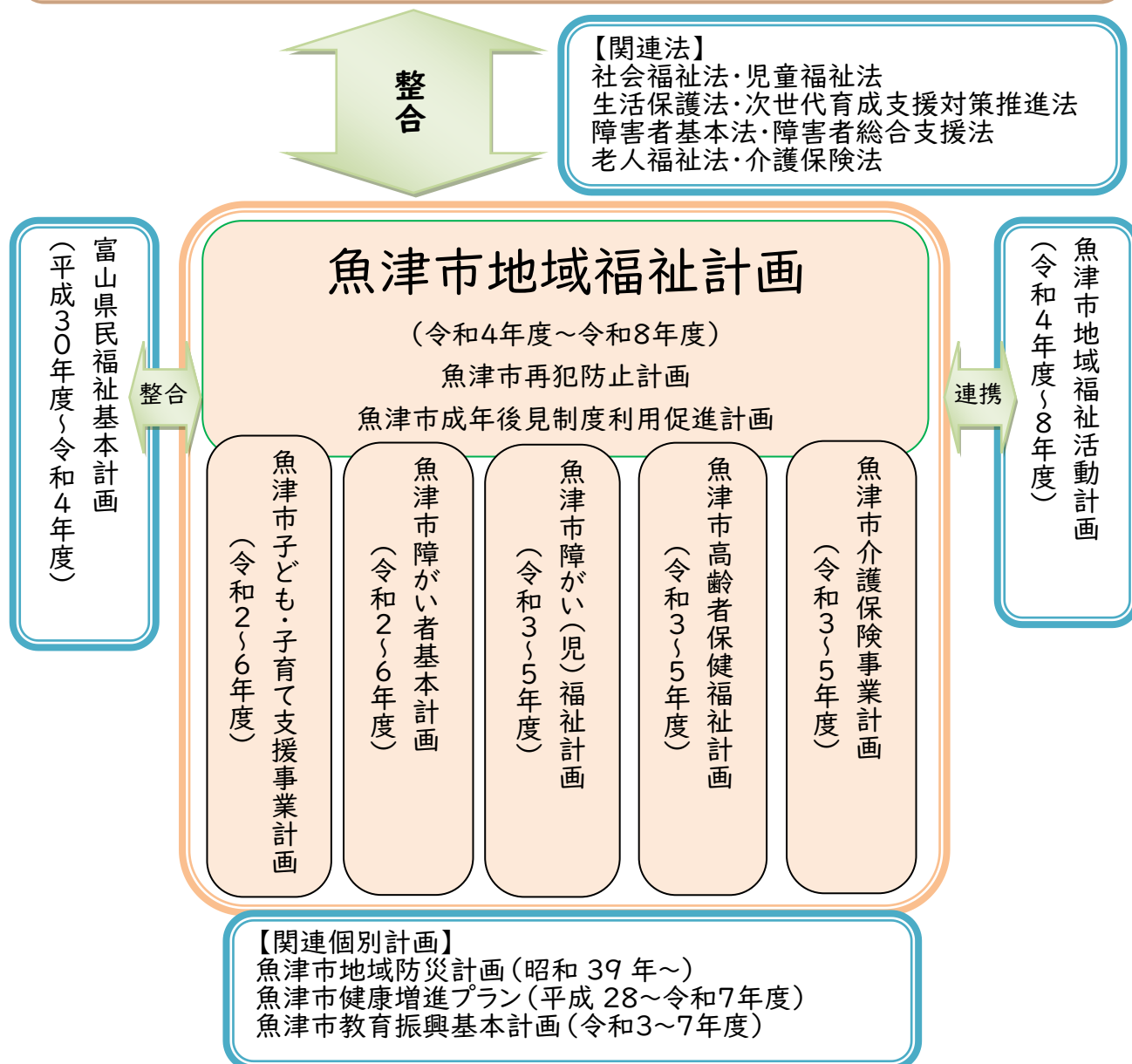
目標	施策	施策・事業	数値目標項目	平成 27 年 度実績	令和2年 度実績	令和3年度 目標
基本目標 1	施策 1	基本事業 1	老人クラブ加入率	29.6%	25.0%	33.0%
		基本事業 2	障がい者交流センター 利用人数	8,603 人	5,571 人	9,000 人
		基本事業 3	魚津市自立支援プロ グラム参加者数	8 人	2人	維持
	施策 2	基本事業 1	民生委員の相談支援 件数	1,985 件	2,122 件	維持
		基本事業 2	ボランティア団体及び NPO法人登録数	101 団体	77 団体	120 団体
基本目標 2	施策 3	基本事業 1	市民参画協働による市 政が進められていると 感じる市民の割合	13.0%	19.8%	60.0%
		基本事業 2	認知症サポーター数 (累計)	2,712 人	5,119 人	3,500 人
	施策 4	基本事業 1	子育てしやすいと感じ ている人の割合	31.3%	29.9%	60.0%
		基本事業 2	認知症カフェ利用者数	66 人	60 人	80 人
		基本事業 3	障がい福祉サービス利 用時の計画相談支援 件数	243 件	305 件	維持
基本目標 3	施策 5	基本事業 1	高齢者に関する相談 件数	1,883 件	1,921 件	維持
		基本事業 2	障がい者相談支援件 数	1,663 件	3,666 件	維持
	施策 6	基本事業 1	自立高齢者の割合	82.5%	80.2%	84.5%
		基本事業 2	在宅で生活している人 の割合	95.9%	96.5%	96.5%

2 計画の位置づけ

本計画は、魚津市自治基本条例第15条に基づき策定される魚津市総合計画を最上位の計画とし、福祉分野の各個別計画と連携を図りながら地域福祉を推進するための計画です。このことから、本市のすべての住民を対象に、地域における福祉活動を進めるための基本計画と位置づけるとともに、社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられます。また、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく「成年後見制度利用促進計画」も包含するものです。

第5次魚津市総合計画

(第11次基本計画：令和3年度～7年度)



3 計画期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

また、社会情勢や地域社会の変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行います。

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		第4次魚津市地域福祉計画 (R4~R8)								
		第5次魚津市地域福祉活動計画 (R4~R8)								
第4次魚津市障がい者基本計画 (R2~R6)										
	第6期（第2期）魚津市 障がい（児）福祉計画 (R3~R5)									
	魚津市 高齢者保健福祉計画 (R3~R5)									
	第8期魚津市 介護保険事業計画 (R3~R5)									
第2期魚津市 子ども・子育て支援事業計画 (R2~R6)										
第5次魚津市総合計画 第Ⅰ次基本計画(R3~R7)						第5次魚津市総合計画 第Ⅱ次基本計画(R8~R12)				

4 魚津市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）との関係

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置づけられており、同協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、民間の立場から住民や福祉団体と連携を図り、福祉のまちづくりを推進するための実践的活動方針を定めたものです。

本計画においては、社会福祉協議会を地域福祉の重要な担い手として位置づけるとともに、本計画と「地域福祉活動計画」との整合性を図り、相互に連携・協力して取り組むことで、より効果的に地域福祉を推進することができます。



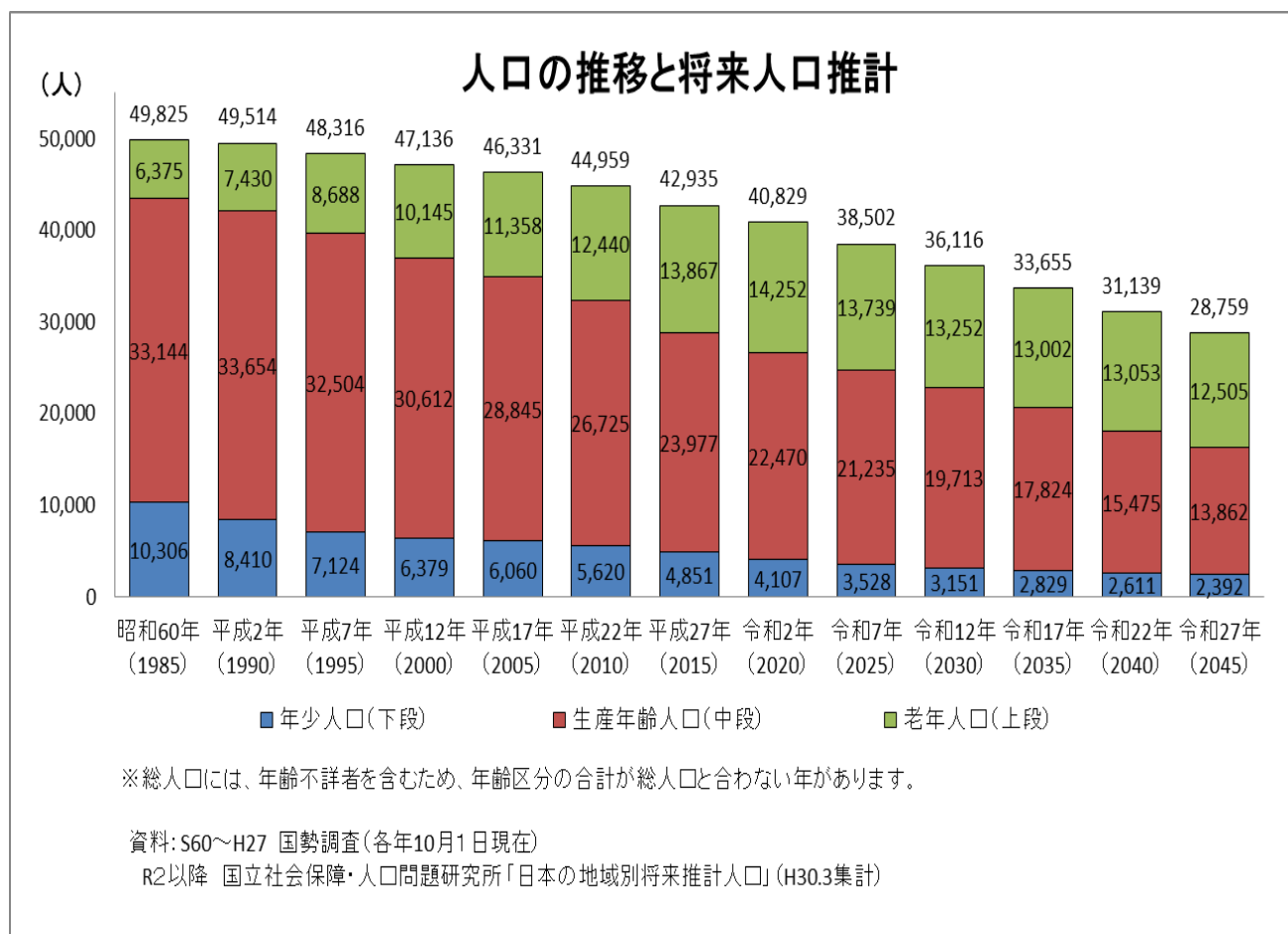
第2章 魚津市を取り巻く現状

Ⅰ 人口と世帯の状況

(Ⅰ) 人口の推移と将来人口推計

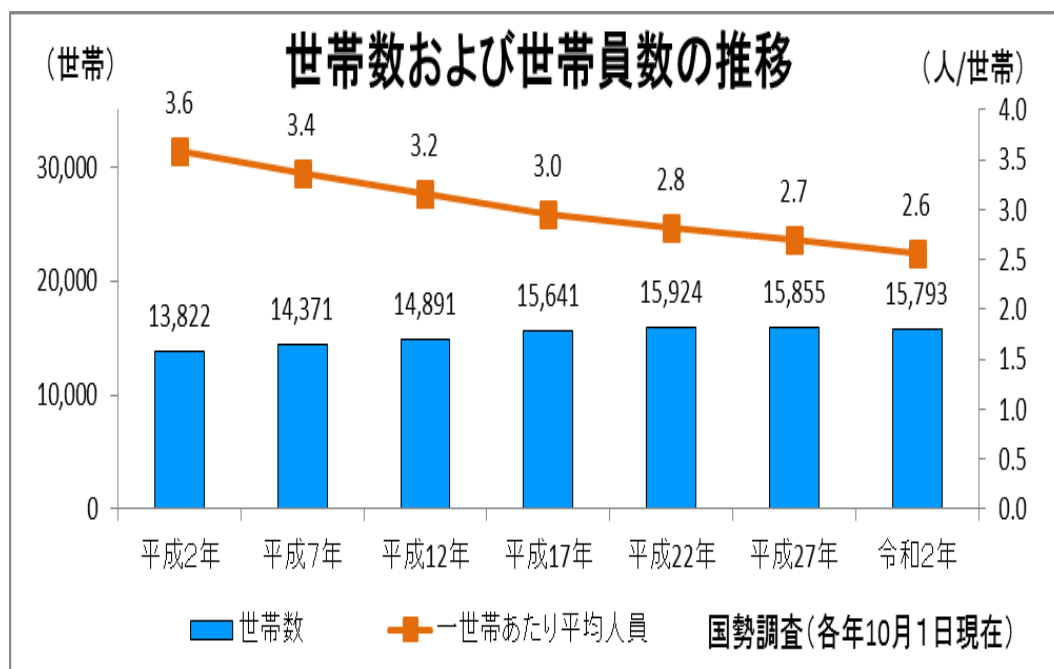
本市の総人口は、昭和27年(1952年)の市制施行時の45,609人から昭和60年(1985年)の49,825人までは増加してきていましたが、それ以降減少に転じ、平成22年(2010年)の国勢調査では、44,959人、平成27年(2015年)の国勢調査では42,935人、令和2年(2020年)の国勢調査(確報値)では40,829人となっています。

将来的に、令和12年には36,116人と見込まれるなど、人口の減少が続く見通しです(平成30年3月 国立社会保障・人口問題研究所推計)。



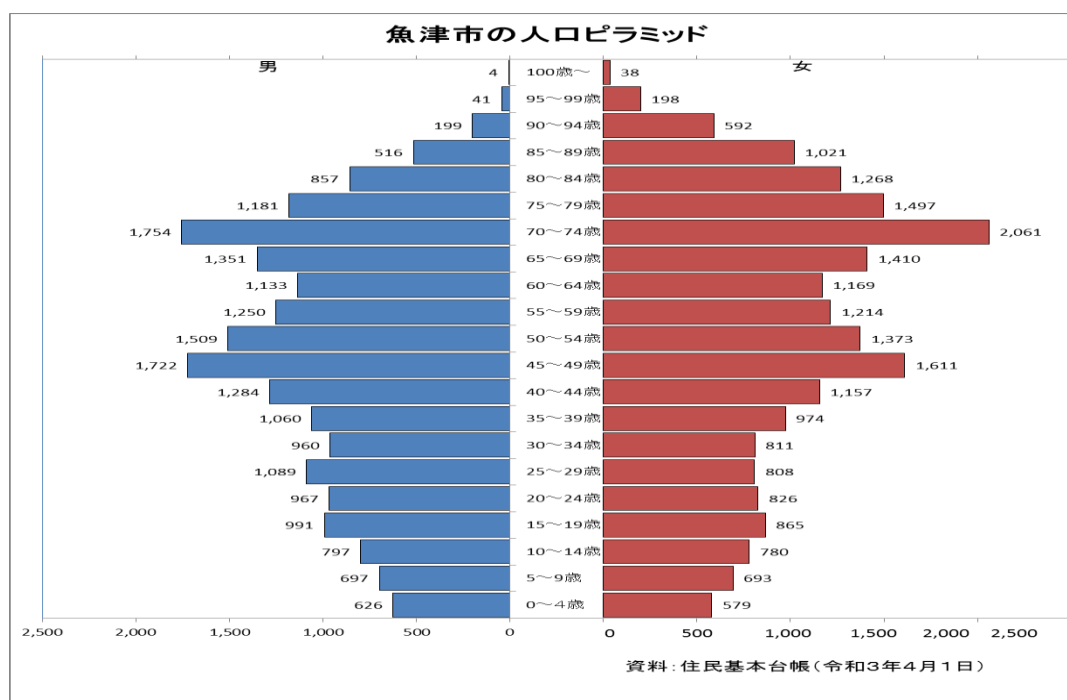
(2) 世帯数及び世帯員数の推移

世帯数は微減となっていますが、引続き世帯員数（1世帯当たりの人数）は減少しており、一人暮らし世帯の増加や、高齢者のみの世帯が増加しています。



(3) 魚津市の人口ピラミッド

団塊の世代といわれる昭和 22 年～24 年生まれ世代が最も多く、このまま推移すると 75 歳以上の人口は、令和5年（2023 年）ごろに最も多くなると考えられます。

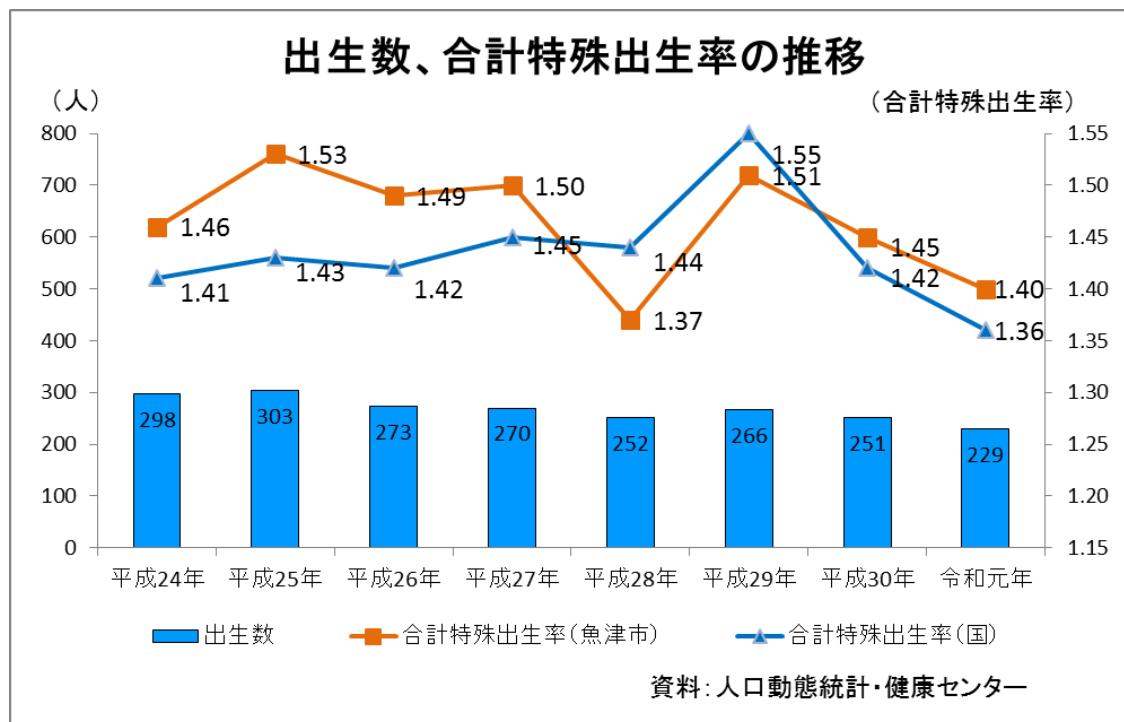


2 子どもや高齢者、障がい者等の状況

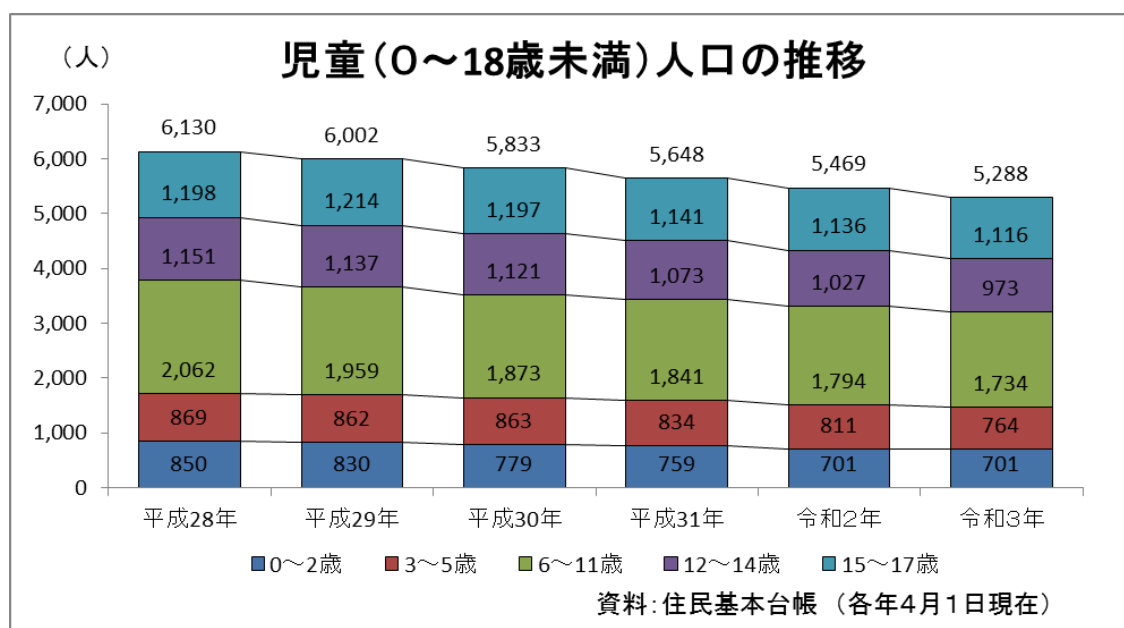
(1) 子どもの状況

出生数は減少傾向となっており、18歳未満の人口は年々減っています。

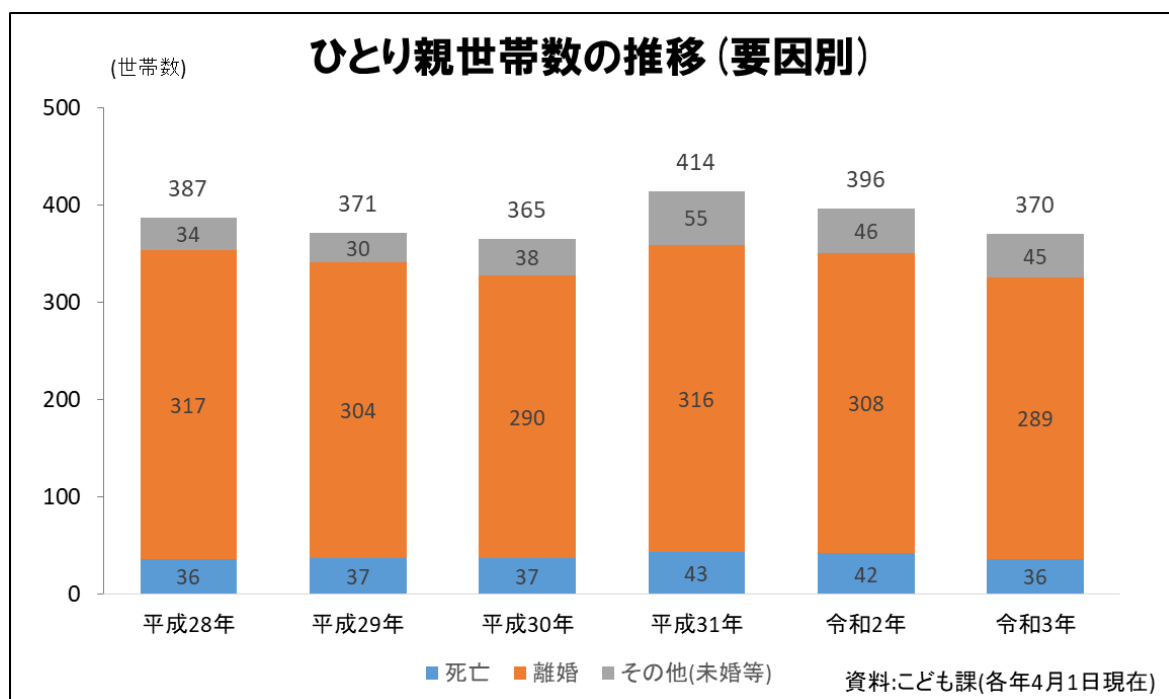
合計特殊出生率は、1.40(R1)であり、全国1.36(R1)を上回っています。



※合計特殊出生率⇒女性が妊娠可能な期間に、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。

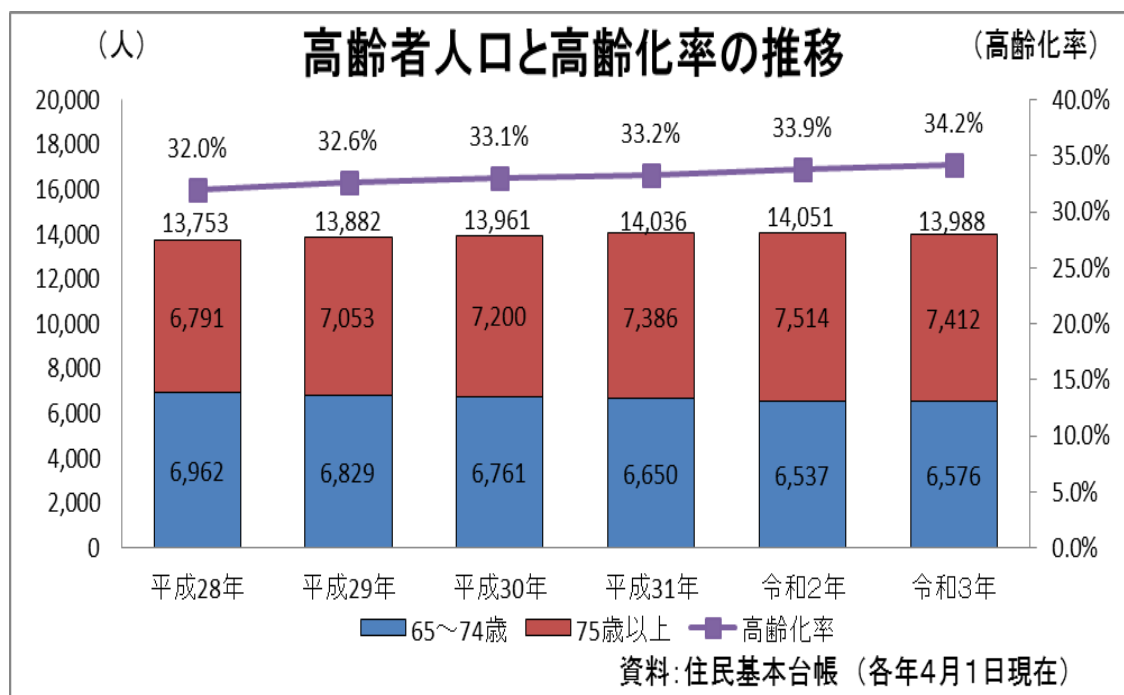


ひとり親世帯については、平成 31 年度をピークに減少傾向にあります。

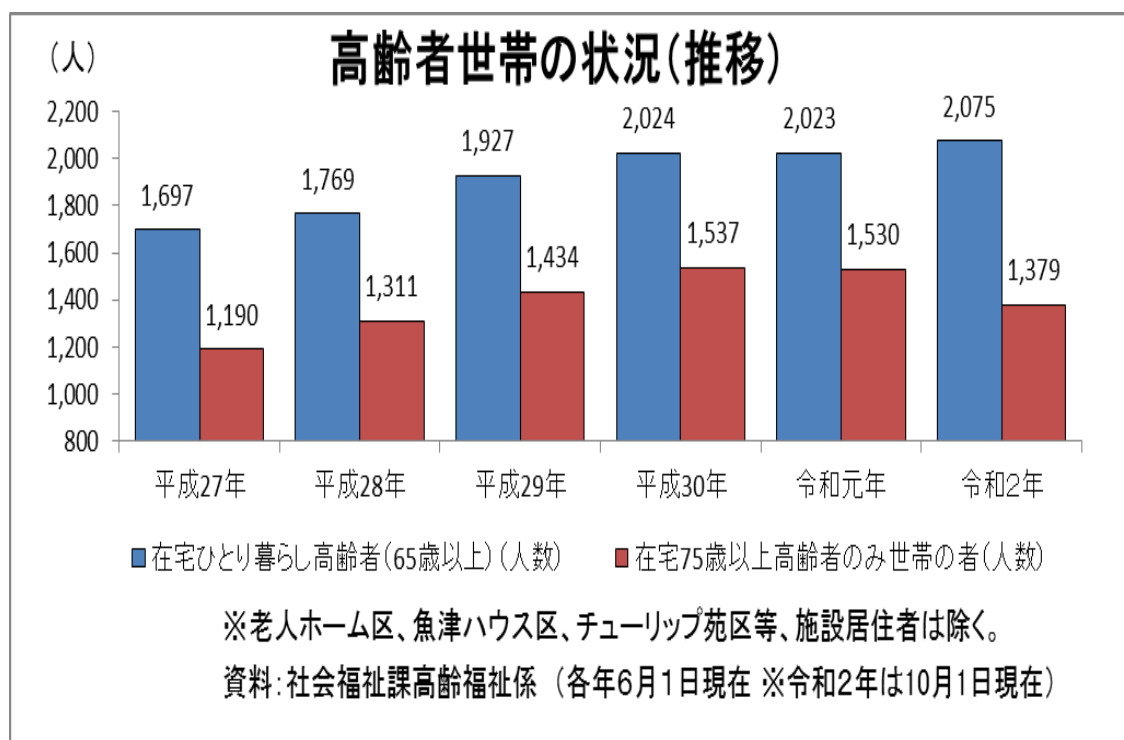


(2) 高齢者の状況

65 歳以上の高齢者人口は年々増加しており、人口に占める割合(高齢化率)も上昇しています。

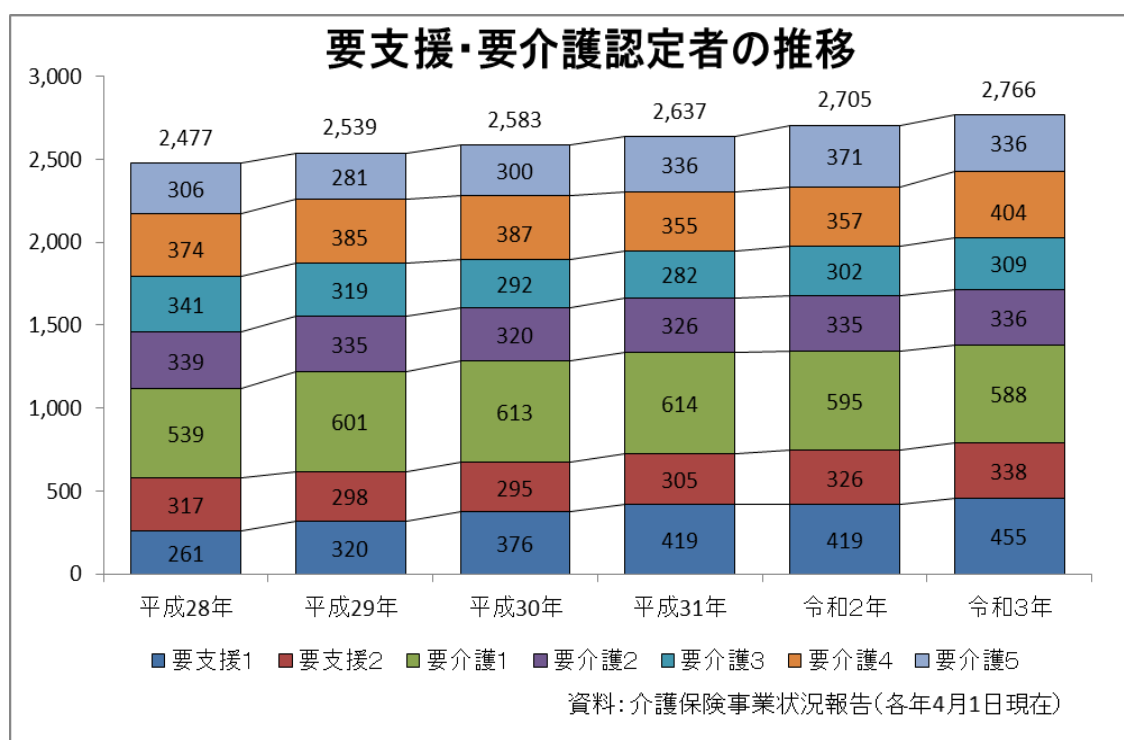


在宅で 65 歳以上の一人暮らし世帯は年々増加しています。在宅で 75 歳以上高齢者のみで暮らす世帯は、令和元年度に減少に転じました。



(3) 介護保険要支援・要介護認定者の状況

介護保険要支援・要介護認定者数は、高齢者の増加に伴い、年々増加しています。

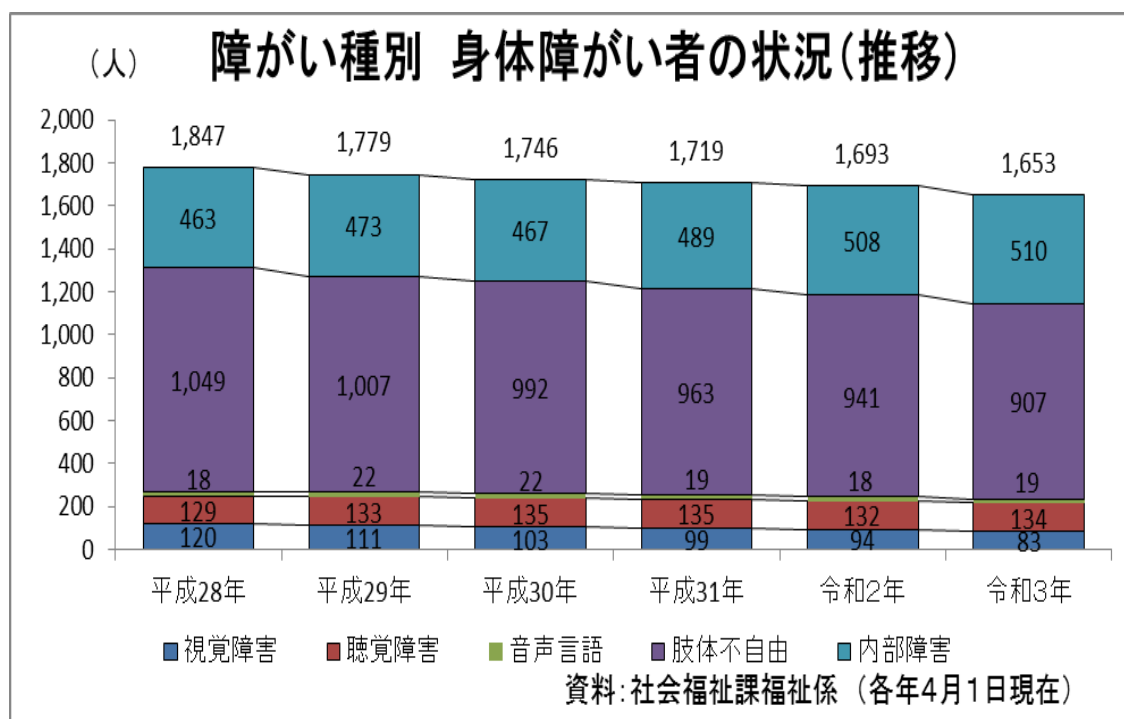
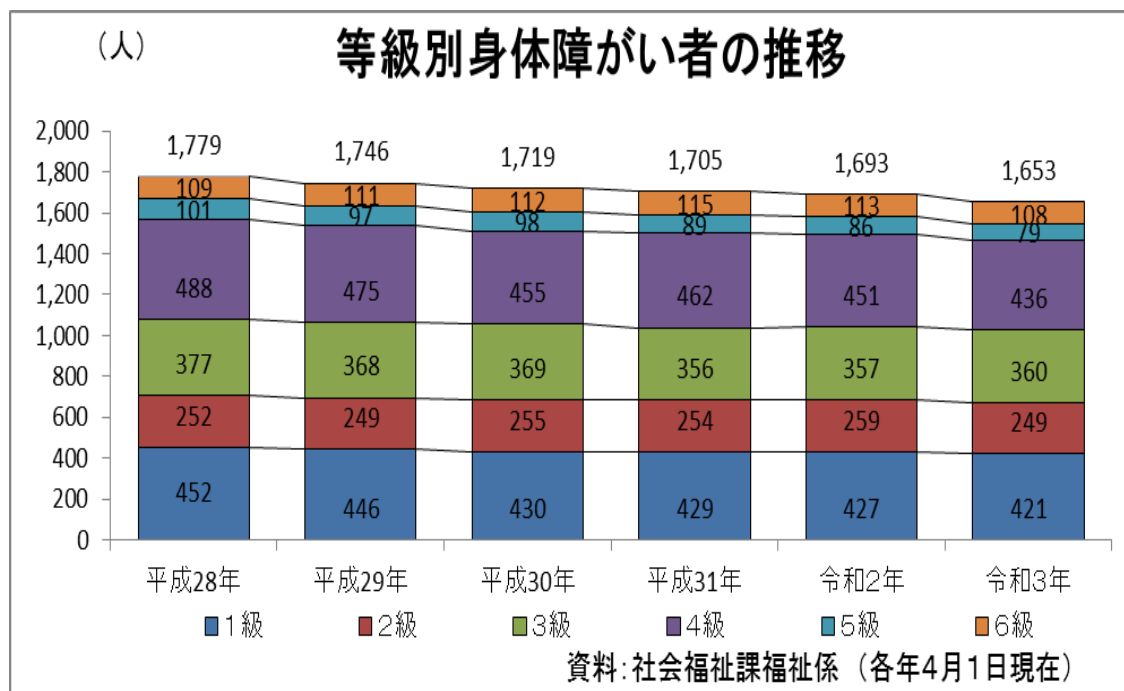


(4) 障がい者の状況

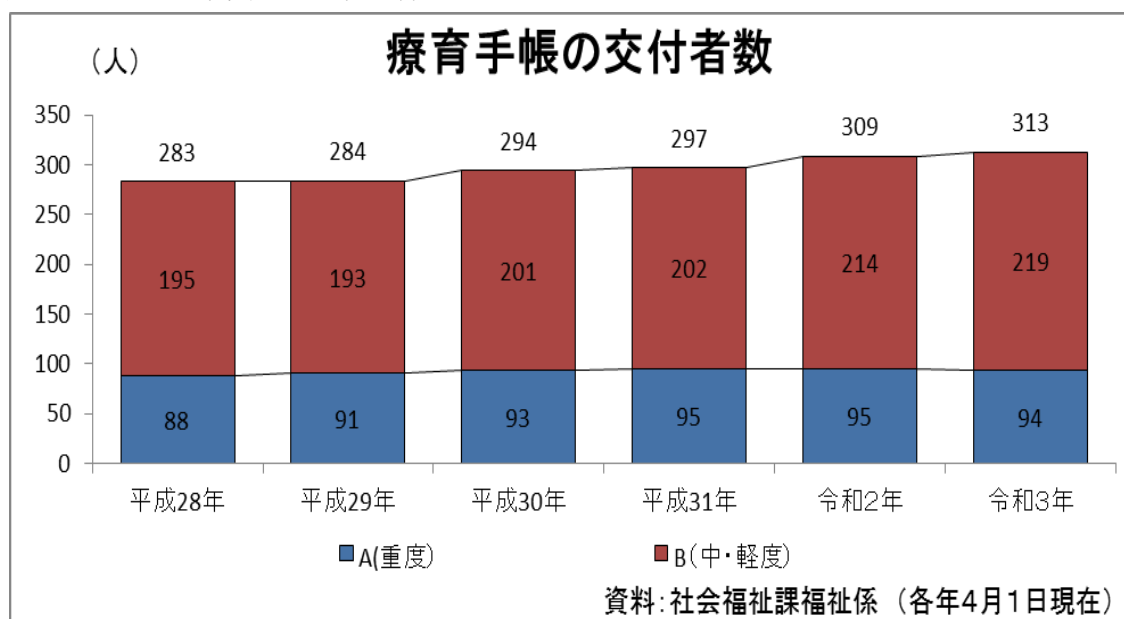
身体障がい者数は、微減傾向となっています。

等級別では、全体の約 40%が1、2級（重度の障がい）、約 48%が3、4級の認定者で占めています。

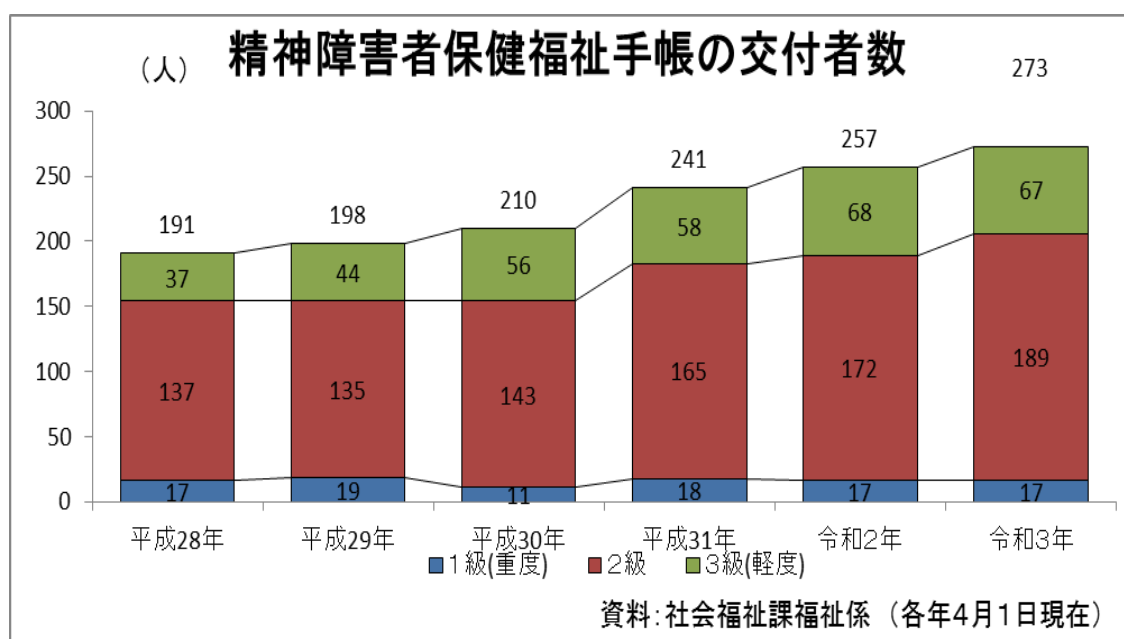
障がい種別で見ると、肢体不自由と内部障害（心臓機能障害など）が全体の約 85%を占めています。



知的障がい者が所持する療育手帳の交付者数は、横ばい又は微増で推移しています。中・軽度のB判定の手帳交付が増加傾向となっています。

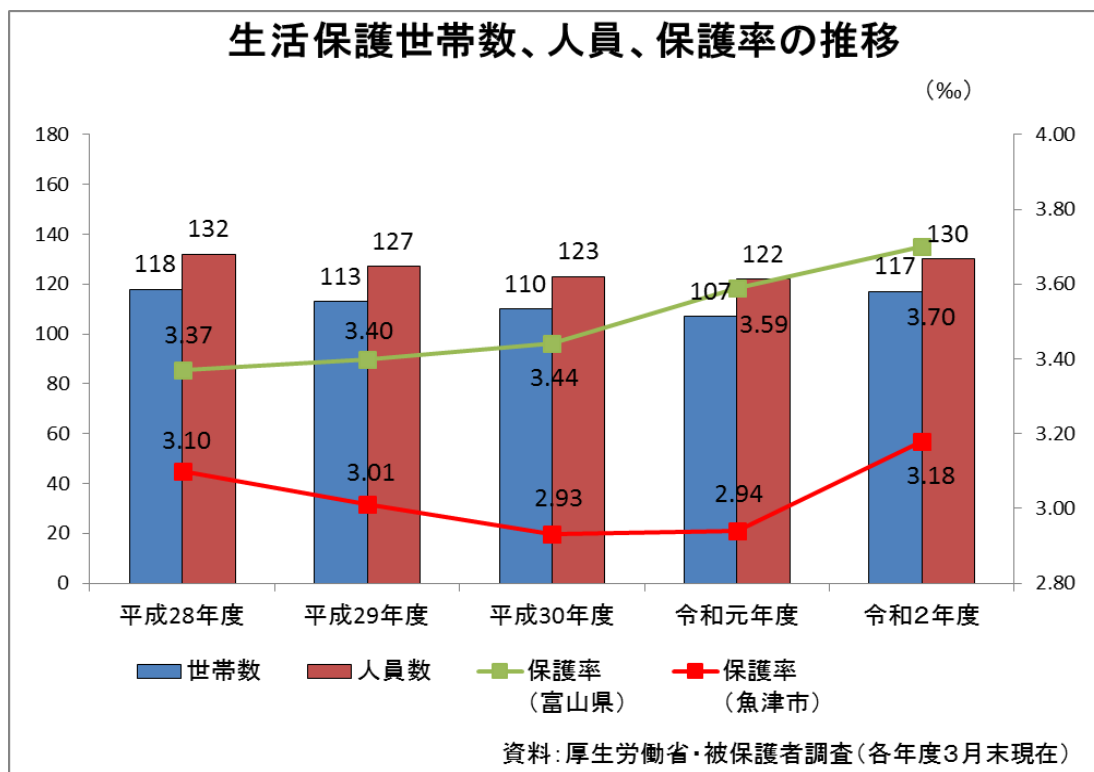


精神障がい者が所持する精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、2・3級(中度・軽度)で増加傾向にあります。

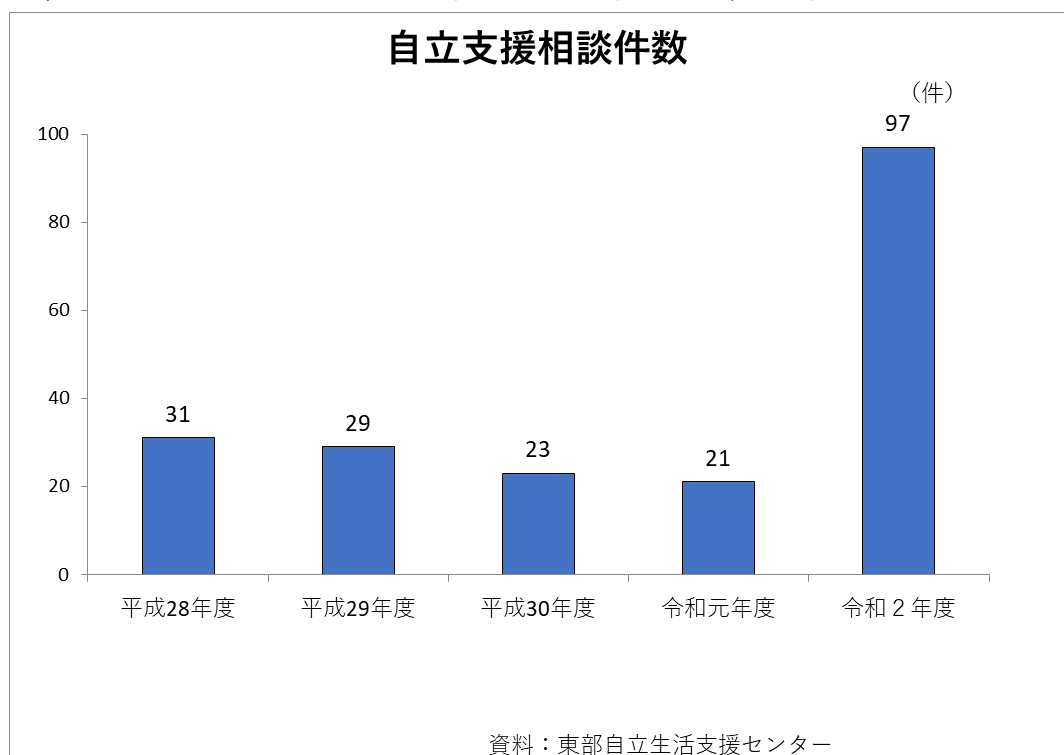


(5) 生活保護受給者の状況

生活保護の状況は、令和元年度まで世帯数、人員数は減少傾向にありましたが、令和2年度に入り増加に転じています。



生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談の受付件数は、新型コロナウイルスの影響による雇用状況の悪化により、令和2年度の相談件数が大幅に増加しています。



3 福祉に関する市民の意識

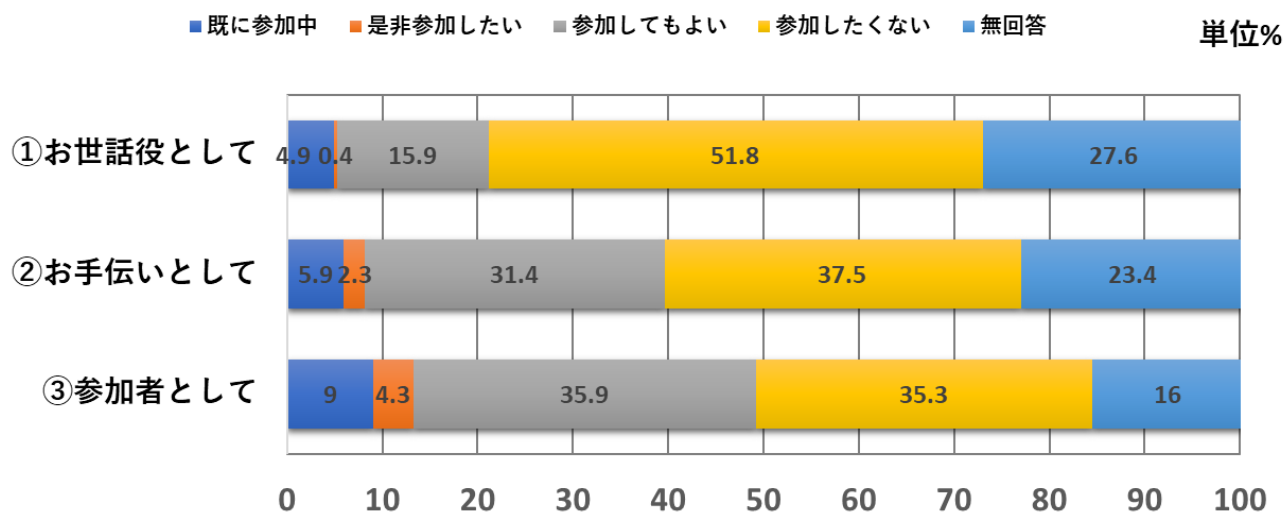
(1) 高齢者の社会参加の意識

令和 2 年に実施した高齢者のニーズ調査によれば、収入のある仕事、町内会・自治会の活動以外では、半数以上が参加していない状況です。グループ活動に「参加してもよい」と回答した人の内訳は、「参加者として」が 35.9%、「お手伝いとして」が 31.4%に対して、「お世話役として」が 15.9%となっています。また、「参加したくない」と回答した人の内訳は、「お世話役として」が 51.8%と最も多く、次いで「お手伝いとして」「参加者として」が共に 30%台となっています。

(I) 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか 【単位:%】

	週 4 回 以上	週 2~3 回	週 1 回	月 1~3 回	年に 数回	参加して いない	無回答
①ボランティアの グループ	0.6	0.4	0.8	4.0	7.3	57.8	29.1
③趣味関係の グループ	1.6	2.4	4.3	9.1	5.6	51.3	25.7
⑥老人クラブ	0.1	0.2	0.4	3.5	10.2	59.4	26.3
⑦町内会・自治 会	0.2	0.4	0.6	4.7	28.9	39.4	25.3
⑧収入のある仕 事	15.7	5.4	1.1	1.8	2.6	48.2	25.2

(2) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行っていきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に「①お世話役」「②お手伝い」「③参加者」として参加してみたいと思いますか

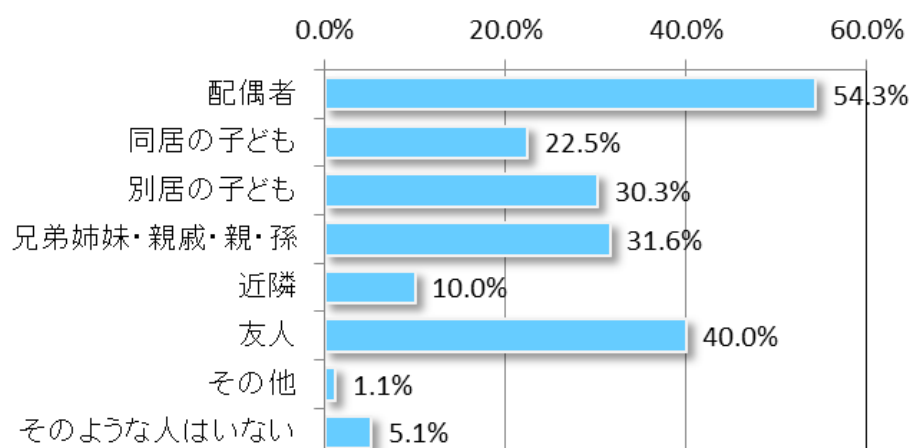


(R2 介護予防日常生活圏域ニーズ調査)

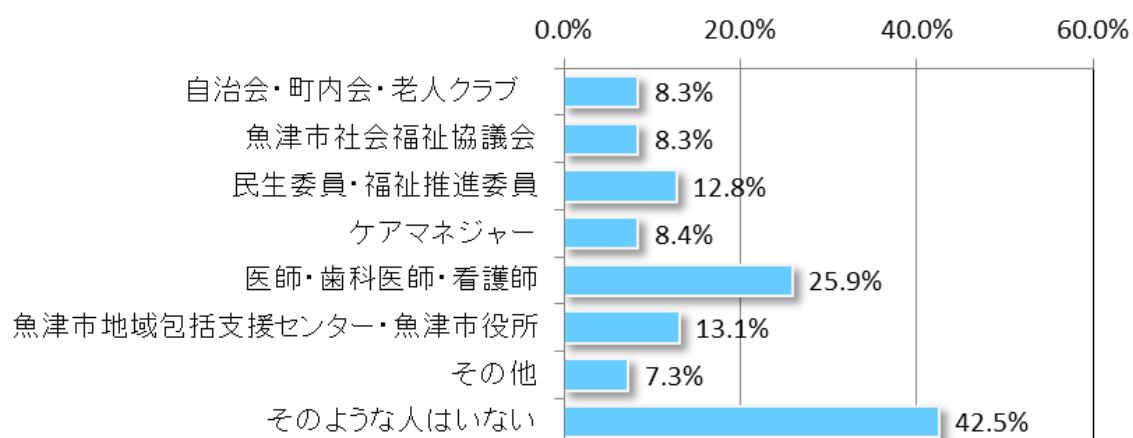
(2) 高齢者の相談先

心配事などを聞いてくれる人は配偶者に次いで友人が40.0%となっています。家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手については、「医師・歯科医師・看護師」が最も多く、次いで「地域包括支援センター・市役所」、「民生委員・福祉推進委員」となっている一方で、約4割の人が「そのような人はいない」としています。

①あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人(いくつでも)



②家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手(いくつでも)

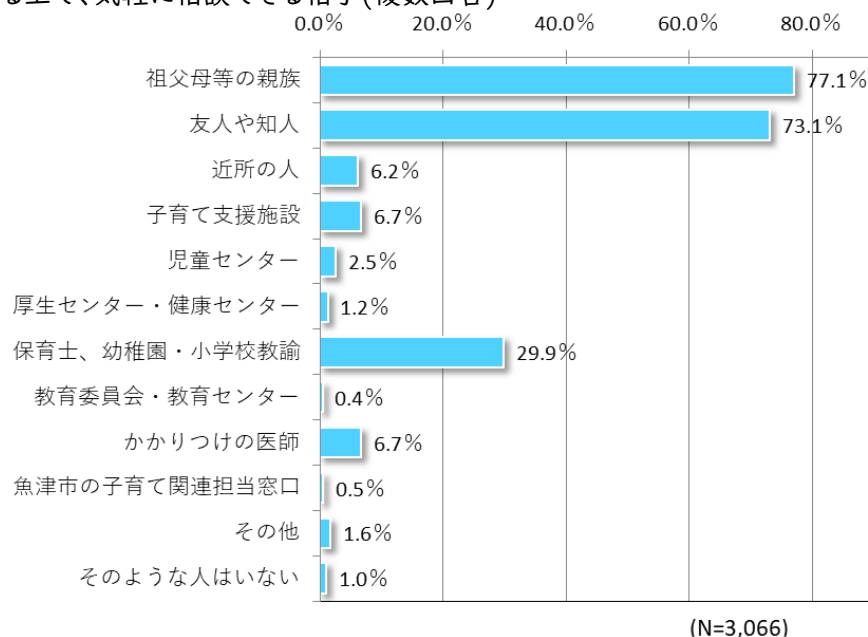


(R2 介護予防日常生活圏域ニーズ調査)

(3) 子育て世帯の相談先

小学生以下の子どもを持つ保護者を対象にした調査では、子育てをする上で、気軽に相談できる相手は、祖父母等の親族が最も多く、次いで友人、知人となっており、多くの人が身近に相談できる相手がいる一方、1.0%の人が「そのような人はいない」と答えています。

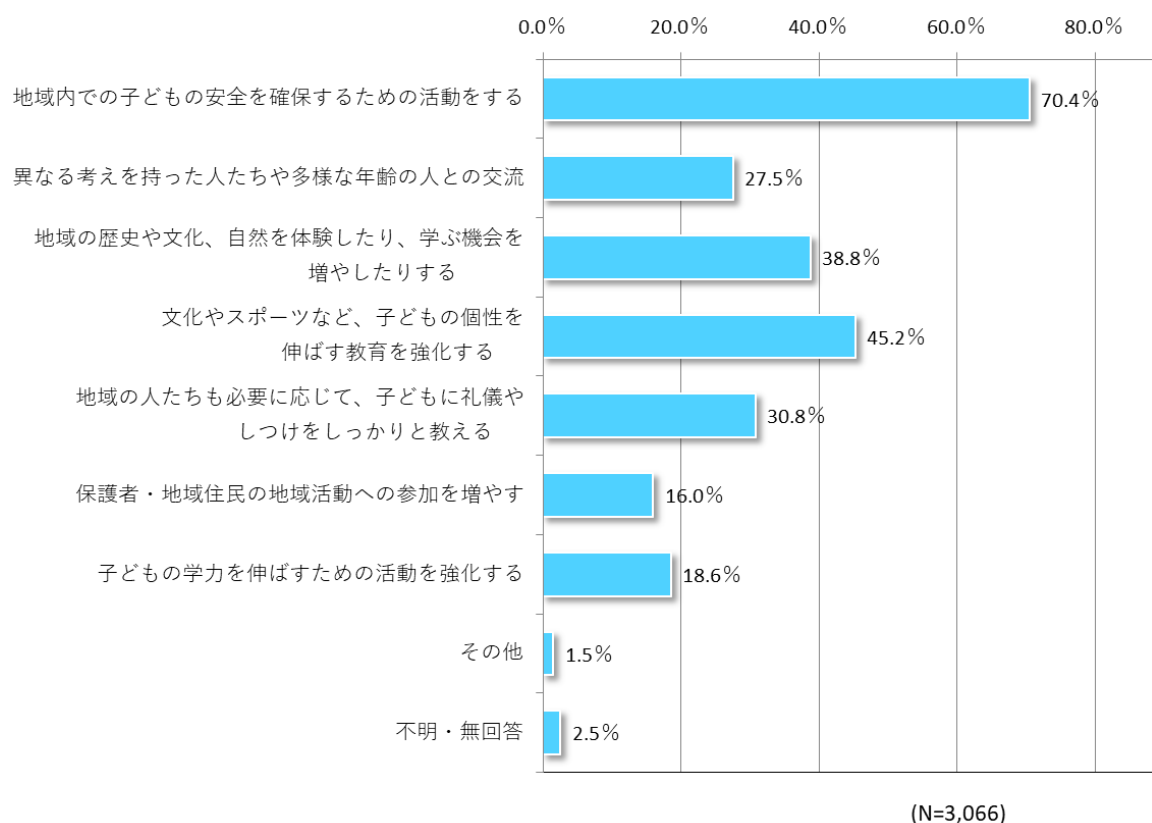
子育てをする上で、気軽に相談できる相手(複数回答)



(4) 子どもを健やかに育むための地域の取組

「子どもの安全を確保するための活動をする」が最も高く、地域ぐるみでの安全に対する取組が求められています。

子どもを健やかに育むため、地域で必要だと思う取組はなんですか(複数回答)



(R1 子ども・子育てに関するアンケート調査)

(5) 障がい者団体の地域福祉に関する意識

◆地域の中で果たしていきたい役割について

【魚津市障害者連合会】

各団体ともいろいろ相談をして、行事の進め方、運営の仕方など、連合会がもっとみんなに喜んでもらえるような事を見つめ直し、行政と相談して指導してもらい、知恵を出し合って進めていく事が必要だと思う。地域の障がい者や市民、事業者とコミュニケーションをとり、地域に密着して交流を深めていきたい。

【魚津市手をつなぐ育成会】

知的障がい者の特性を理解してもらえるように、イベントや地域で実施される活動（清掃、防災訓練等）に積極的に参加していきたい。

【魚津地域家族会オアシス会】

精神障がい者（家族も）が地域で安心して暮らしていけるように心の病と生活のしづらさを理解してもらうために、市民の皆さんに伝えていきたい。

【新川地区重症心身障害児者親の会「それいゆ」】

私たちはこれからも地域の中で、在宅で生活していきたいと考えています。自分の子供たちがいることを知ってもらうことが大切だと考えているので、なるべく外に出かけています。親も積極的にボランティア活動にも参加しており、重症心身障がい児者、医療的ケア児者の啓発も頑張っていきたいと思っています。

◆障がいのある方が地域で生活するために必要なこと

- ・障がい特性を理解してもらえるようになりたい。
- ・私たちも家族の障がいをわかり（理解し）どのような支援や工夫で障がい者が安心して過ごせるのか、気持ちの切替方法を知り、生活の中で取り入れていくこと。余暇活動もひとつの手段であると考えられるので、今後の課題としてはどんな活動をすることが明日への勇気につながるかを考えていきたい。会としては習字教室に取り組んでいる。
- ・精神障がいのピアの活動や家族の体験を生かして地域の方や当事者、家族につながる。居場所があると出会いもできる。
- ・24 時間 365 日の電話相談。
- ・障がい者駐車場の一般住民の理解（だれでも駐車しているのをどうにかしてほしい）。
- ・災害時の避難について、私たちの思いをきいてほしい。
- ・玄関先や入口の段差解消などのバリアフリーの推進（民間・公共施設、自宅ともに）。

(R2 策定 障がい者基本計画 団体実態意向調査)

(6) 市社会福祉協議会が地域福祉活動計画策定のため行った地域福祉座談会意見

目指す地域像として「若者・子どもが多く住んでいる」ことを掲げている地域が多く、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加と若者・子どもの少なさを実感されていることがうかがわれます。

また、地域活動の担い手育成に取り組みたいとしている地域も多く、地域の繋がりを維持していく必要性を認識しておられます。空き家や空き施設については、世代を超えた交流の場として活用することで、管理に関する課題と世代の違いを乗り越え、生きがいをもって楽しく暮らせる地域にしたいとの思いがあります。

観 点	目指す地域(課題)	これから取り組みたいこと	施策カテゴリ
交 流 ・ 地 域 づ くり ・ 人 づ くり	○世代を超えて交流する ○住民が心を通い合わせ、繋がり合う ○買い物支援・外出支援の充実 ○気軽に集える場所を作る ○フレイル予防教室の充実 ○福祉人材、地域人材を育成する ○高齢者の力が発揮できるまちにしたい ○情報の共有ができるまちにしたい ○若者の定住・地域活動参加を増やす ○拠点を作る ○人口の増加を図る	・住民が地域福祉活動に参加できる土壌づくり ・集える場(たまり場)づくり、空家の活用 ・旧小学校の活用(デイサービスや学童保育) ・若者定住エリアの設置 ・SNSを活用したつながりづくり ・子どもたちの遊び場、水辺の整備 ・三世帯交流事業 ・地域の学校との連携 ・地域の福祉施設との連携(専門職との連携) ・地域での買い物支援(マルシェや乗合での移動支援) ・地区・町内単位のかかわり版的情報発信	・市民協働 ・交流の場の充実 ・意識啓発 ・多様な主体 ・見守り守り体制の充実
		・大学生による学習支援やサロンへの支援 ・地域の学校との連携(再掲) ・育児をしているママとのかかわり ・地区内でのボランティアの組織化 ・子育てサロンのアップグレード	・福祉活動の担い手育成
		・孤立している育児ママへの支援 ・障害者交流センターの活用 ・スマホ、PC教室の開催(高齢者向け) ・男性一人暮らしの料理教室	・社会参加と自立
暮 ら し の 支 援	○買い物支援・外出支援の充実(再掲) ○フレイル予防教室の充実 ○父子・母子世帯への支援	・タクシーを利用した生活支援 ・市民バスのルート最適化、本数増 ・訪問型サービスD ・オーラルフレイル教室 ・一人暮らし高齢者など緊急時に受診につなぐ ・高齢者運動プログラムの実施 ・認知症予防のための運動や交流 ・高齢者のための共同住宅建設	・高齢者の生活支援
安 心 ・ 安 全	○通学路等の安全 ○男性高齢者の孤立を防ぐ ○一人暮らしでも安心できるまちづくり ○育児ママの孤立を防ぐ	・孤立している育児ママへの支援(再掲) ・育児をしているママとのかかわり(再掲) ・災害を想定した訓練 ・災害時の連絡や情報収集への備え ・街灯の整備 ・防災に関するイベント ・安心カード(緊急カード)の普及と見直し	・相談支援体制の充実 ・災害時の支援体制の構築

第3章 理念と目標

1 基本理念

本市の最上位計画である「第5次魚津市総合計画（第Ⅰ次基本計画）」では、将来都市像を「ともにつくる 未来につなぐ 人と自然が輝くまち魚津」と定め、その実現に向けた健康・福祉分野のまちづくり目標を「命・健康・幸せを『未来につなぐまち』」としています。その内容は、安心して子どもを産み育てられる環境整備とたくましく心豊かな人材育成を図るとともに、全ての世代が健康で支え合いながら幸せを感じられる暮らしを実現することを目指すものです。

本計画においても、このまちづくり目標の実現を目指していますが、人口減少と少子高齢化が進展している中、長期のひきこもりなどに起因する「8050 問題」や未成年の子どもが親などの介護を行わざるを得ない「ヤングケアラー問題」などの新たな社会課題も出現しています。このように拡大・複雑化する福祉ニーズについてすべてを公的なサービスで対応するのは厳しい状況となっており、2021 年4月に施行された改正社会福祉法にも、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携による解決を目指す旨が明記されています。

一方で新型コロナウイルス感染症の出現により、これまで築いてきた地域住民の「支え合い」や「繋がり」が薄れていくことが危惧されています。市民の誰もが普段の暮らしを幸せに送ることができるよう、「世代」や「違い」を超えた「支え合い」や「繋がり」を構築し維持していくことが大切ですが、そのためには行政等の取組だけでなく、市民が身近な地域での活動を通じて様々な課題に気づき自主的に動き出すことも重要です。

第3次魚津市地域福祉計画では、「みんなが安心して、暮らし続けることができる、地域づくりのために ～地域共生社会の構築を目指して～」を基本理念に、「地域を元気にするひとづくり」、「安心して暮らせる地域づくり」、「地域で支え合うしくみづくり」の3つの基本目標を掲げ、その実現に向けて14の基本事業を推進してきました。

第4次計画では、これまでに築いてきた助け合いや支え合いのしくみを充実させ、地域住民、行政、団体等が世代や違いを超えて地域共生社会の構築をさらに推し進めることが重要であります。

このことから本計画の基本理念を次のとおり定めます。

世代を超えて、お互いに支え合い、繋がり合い、安心して暮らせるまち魚津
～ 地域共生社会の構築を目指して ～

2 地域福祉計画とSDGsの関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、国連加盟 193 か国が 2016 年～2030 年の 15 年間で達成するための目標として、2015 年9月の国連サミットで採択され、包括的な 17 のゴール(目標)とその下位目標である 169 のターゲットにより構成されています。

法的な拘束力はありませんが、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、地方自治体においてもSDGsに向けた取組が求められ始めています。

本計画においても、SDGsの目標達成に向け取組を推進していきます。

■ SDGs 17の目標



■ 本計画で取り組むSDGsの目標



1.貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



3.すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し福祉を推進する



4.質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



10.人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の不平等を是正する



11.住み続けられるまちづくりを
都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



16.平和と公正をすべての人に
公正、平和かつ包摂的な社会を推進する



17.パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

3 基本目標

基本理念を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げ、具体的な取組を推進します。

基本目標1

地域の力を高め、 つながりを強化する



地域の生活課題を解決するためには、住民一人ひとりが地域の現状を知り、課題に気づく力を高めていくことが重要です。住民の福祉意識を醸成し、地域全体で見守り、お互いに支え合う仕組みや体制づくりを進めます。

住民一人ひとりが福祉についての関心と理解を深めるため、講座などを開催するとともに、ボランティア活動の活性化に向けた支援や人材の育成、福祉活動に参加しやすい仕組みづくりを進めます。住民同士の交流の機会や居場所づくりを充実させ、新たな繋がりづくりに取り組みます。

基本目標2

暮らしを支える仕組みを 整備する



地域で安心して日常生活を送るために、高齢者や障がい者、子育て中の人、生活困窮者など、支援を必要とする人たちの生活を支えるサービスを充実させるとともに、利用しやすくなるよう制度の周知に努め、切れ目なく支えられる仕組みづくりを進めます。

また、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の体制充実を図り、高齢者だけでなく生活上の困難を抱える方への包括的支援体制充実を目指します。

基本目標3

誰もが安心して暮らせる 体制をつくる

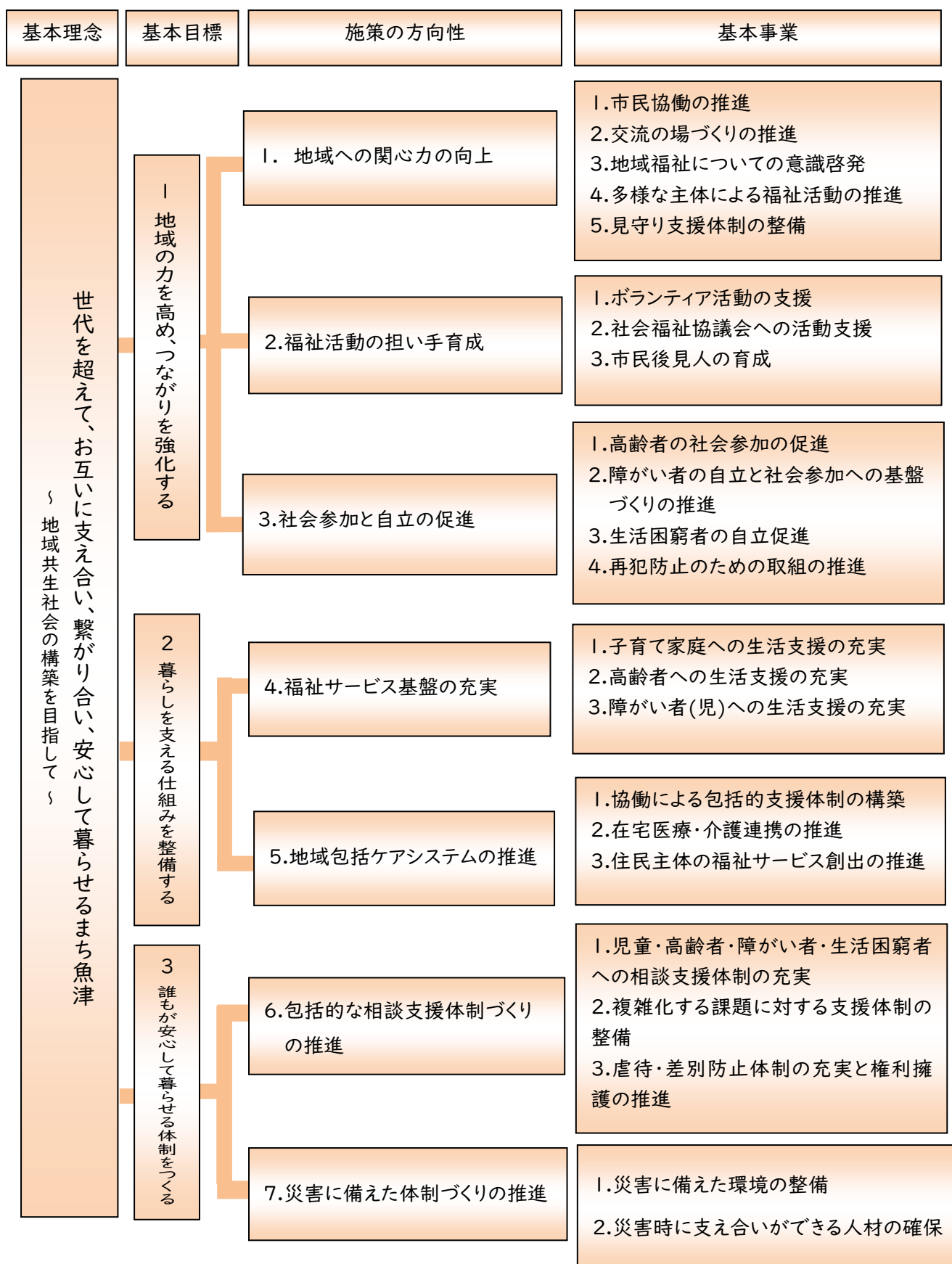


子どもから高齢者まで誰もが抱える生活課題を気軽に相談できる体制を充実させ、その人に応じた相談や支援に確実に繋がる仕組みをつくり、「誰一人取り残さない」包括的な相談支援体制の構築を目指します。

また近年多発する災害に備え、福祉施設や関係機関と連携し、避難訓練の実施や啓発活動などにより市民の防災意識を高めます。さらに、避難時に配慮が必要な人が円滑に避難できるよう「災害時要支援者個別避難計画」の策定を地域とともに進め、誰もが安心して暮らせるまちをつくりまします。

4 施策の体系

基本理念及び基本目標の実現のため、それぞれの基本目標の柱となる具体的な7つの施策を定め、次のとおりの体系とします。



第4章 目標を達成するための施策と展開

基本目標Ⅰ 地域の力を高め、つながりを強化する

施策Ⅰ 地域への関心力の向上

◆ 施策のめざす姿 ◆

- 一人ひとりが地域に目を向け、課題を理解・共有し、支え合って生活しています。
- 市民が「他人事」を「我が事」と捉え、協力して福祉活動に参加しています。

◆ 現状と課題 ◆

少子高齢化、核家族化や一人暮らし世帯の増加がさらに進み、社会を取り巻く環境は変化し続けています。これに加え、価値観の多様化やプライバシー意識の高まりなどにより、住民相互の社会的なつながりもより希薄になっています。地域の様々な課題を解決するためには、市民一人ひとりが地域課題に関心を持ち、相互に支え合える関係性を構築することが重要です。また、様々な年代の人が気軽に集うことができる場を充実させるとともに、多様な主体が関係しあう体制づくりや、福祉に対する意識啓発を図ることが必要です。

さらに、一人暮らし、認知症高齢者が増加することに伴い、プライバシーに配慮しながら、高齢者等を見守り支えていくコミュニティづくりが求められています。

◆ 基本事業 ◆

Ⅰ 市民協働の推進

<事業内容>

●住民自治推進事業（地域振興事業）（平成22年度～）

市内13地区で、コミュニティセンター（公民館）を地域づくりの拠点施設として位置づけ、地域振興会を核に住民や町内会・自治会などの地縁組織、地域づくり団体など様々な主体の活動を支援します。

●市民協働推進事業（平成17年度～）

まちづくりフォーラムを開催し、市民と市が協働して公共的課題の解決に取り組む必要性和地域コミュニティの推進を周知・啓発します。また、地域で策定したまちづくり計画に沿って地域福祉の課題解決に取り組みます。

●自主防災組織育成支援事業（平成10年ごろ～）

市内13地区の地区住民で組織される自主防災組織と市が連携し、災害による被害を最小限とするための防災・減災対策に取り組めます。また、災害発生時に支援が必要な人に対

し、速やかに行動できる体制づくりに努めます。

●民生委員事業（平成元年度以前～）

地域に密着し、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、また必要な援助を行い、ボランティアとして活動を行う魚津市民生委員児童委員協議会及び地区民生委員児童委員協議会の活動を支援します。

●買い物サービス支援事業（平成 28 年度～）

市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会や各種団体、企業との連携により実施する買い物サービス支援事業について補助を行い、地域ニーズに沿った日常生活支援活動の支援に努めます。

●介護予防普及啓発事業（平成 18 年度～）

介護予防の普及啓発に努めるとともに、高齢者等を対象に、介護が必要な状態とならないことや認知症予防等を目的とした、地域住民グループが実施するサロン活動への支援を行います。

●地域総合福祉推進事業（ケアネット事業）（平成元年度～）

市社会福祉協議会が行うケアネット活動（地域住民と専門職との連携により、支援を必要とする方に対して見守り、ゴミ出し、通院介助などを実施するボランティア活動）に対する補助金を交付し、その活動を支援します。

●地域福祉強化事業（平成 25 年度～）

地域福祉活動の中核を担う専門職（地域福祉活動専門員、ケアネット活動コーディネーター、ボランティア活動コーディネーター）を市社会福祉協議会に配置するため、これら専門職員の人件費に対する補助金を交付し、その活動支援に努めます。

●ファミリー・サポート・センター事業（平成 16 年度～）

地域において育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を組織化し、相互援助活動を行うことにより仕事と育児を両立しやすい環境づくりに努めます。

2 交流の場づくりの推進

<事業内容>

●介護予防・生活支援サービス事業（平成 27 年度～）

令和2年度に市内最初の通所型サービス B が開設されました。身近な地域で定期的に行うことができる事業として地域住民が主体となる通所型サービスBの立ち上げを推進します。

●地域子育て支援センター事業・地域子育て活動支援事業（平成8年度～）

健康センターに子育て支援センター（のびのび）を設置し、子育てアドバイザーを配置して子育て支援を行います。また、かづみ認定こども園に設置された子育て支援センター（にこにこ）に運営助成を行い、子育て支援の拡充を図ります。

さらに、地域の子育て家庭が気軽に遊びに來たり相談したりする場を見守り・保育園で提供することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て世帯の不安感等を緩和し子どもの健やかな育ちを促進します。

●健康づくり推進事業（平成 18 年度～）

市民の健康づくり意識を高め、健診や健康に関するイベントなど総合的な健康づくりを推

進するとともに、地域で交流するきっかけとして活用します。

- 多世代の交流(公民館など)

公民館などで三世代交流事業を実施し、さまざまな世代が交流することで地域のつながりを強めるとともに、地域全体で子育てに関わります。

- 公民館活動振興事業(昭和27年度～)

各地区社会教育振興会に委託し、生涯学習推進のための各種教室・講座などを開催しています。また、地区との共催事業で運動会・敬老会・文化祭を開催しています。

3 地域福祉についての意識啓発

<事業内容>

- 14歳の挑戦事業

中学生が福祉施設や保育園などで職場体験を行うことにより、福祉に関する理解を深めるとともに将来の担い手を育てます。

- 高齢者宅への配食や訪問活動への小中学生の参加

地区社会福祉協議会が実施する身近な福祉活動に、地域の小中学生が参加します。

- 地域への情報発信

市広報やケーブルテレビなどによる広報のほか、「社協だより」や地区が発行する広報などで地域福祉の活動を積極的に情報発信します。また、市公式ホームページやSNSを活用しタイムリーな情報発信の取組を進めます。

- 福祉教育の推進

「総合的な学習の時間」・「特別活動」の活用や児童生徒のボランティア活動普及事業等の推進により、児童生徒の福祉の心を醸成するとともに、福祉への理解と関心を深める機会を提供します。

4 多様な主体による福祉活動の推進

<事業内容>

- 地域の事業所や企業との連携

地域にある事業所や包括連携協定を結んだ企業と協力し、見守り活動や地域福祉活動に取り組みます。

- アダプトプログラム

市民や企業が地域の公共空間の美化活動を主体的に行うことで、地域に愛着を持ち、守り育てようという意識を醸成します。

- 生活支援体制整備事業(平成27年度～)

高齢者の生活支援サービス及び介護予防サービスの多様な主体による提供体制を構築し、地域における支え合いの体制づくりを推進するため、魚津市生活支援・介護予防サービス体制整備協議体(第1層)において協議を行います。また、魚津市生活支援コーディネーターとの連携により、地域のニーズ把握やネットワーク構築、生活支援等サービスの開発に努めま

す。

5 見守り支援体制の整備

<事業内容>

●高齢者見守りネットワーク推進事業（平成 12 年度以前～）

町内会を中心とした地域での見守り体制の充実を図り、一人暮らしや認知症高齢者とその家族などを支えるための制度の整備に努めます。

●魚津市地域見守りネットワーク（愛称「まめなけネット」）事業（平成 24 年度～）

企業や各種団体等の協力により、仕事や日常生活の中で地域住民のちょっと気になることに気づいたときに市に連絡をいただき、関係機関と連携を図りながら重大な事故を未然に防止するよう努めます。

●認知症総合支援事業（平成 22 年度～）

認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置して、認知症の人を地域で支える体制を充実させるため、関係機関と連携し認知症ケアの向上に取り組みます。また、地域認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する理解や対応の仕方について普及啓発を行います。

●徘徊高齢者SOSネットワーク事業（平成 22 年度～）

高齢者等が徘徊され捜索が必要になった場合に警察や消防以外に企業や各種団体等の協力を得られる体制を整備していきます。

◆ 市 民 が で き る こ と ◆

●自らが生活する地域に興味・関心を持ち、身近な地域活動に参加します。

●近所同士が声を掛け合い、助け合いをして、見守り活動に取り組みます。

●認知症に関する理解を深め、認知症の方や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）となります。

●自治会・町内会の活動に参加します。

施策2 福祉活動の担い手育成

◆ 施策のめざす姿 ◆

- 地域の人びとが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会が築かれています。
- 住民主体による地域課題の解決力強化につながるよう、社会福祉協議会と緊密な連携が図られています。
- 地域の人々が福祉活動に参画できるよう知識を習得するための機会が設けられています。

◆ 現状と課題 ◆

人と人とのつながりが希薄化する中で、高齢者、障がい者だけでなく、子育て家庭などの中でも支援を必要とする人が増えています。一方、人口減少や定年の延長などの社会情勢の変化により、地域で福祉活動などを担う人材の確保が困難となっています。

今後は支え手側と受け手側が固定化することなく、他人事になりがちな地域づくりを市民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりが必要です。また、ボランティアや生活支援活動の担い手を育成し地域の課題に沿った取組を推し進める支援、さらには、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々を支援する市民後見人の養成などに取り組む必要があります。

◆ 基本事業 ◆

Ⅰ ボランティア活動の支援

<事業内容>

●NPO法人・ボランティア活動支援、活動促進事業（平成15年度～）

ボランティア活動に関する普及啓発、情報の提供等、市民がいつでも気軽にボランティア活動を始められる体制を整え、市民、NPO法人、各種団体、企業のボランティア活動を促進し、人材の育成を図ります。

また、社会福祉協議会が中心となって設置・運営する災害ボランティアセンターの体制の整備、研修会等の実施を支援します。

●民生委員事業（平成元年度以前～）（再掲）

地域に密着し、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、また必要な援助を行い、ボランティアとして活動を行う魚津市民生委員児童委員協議会及び地区民生委員児童委員協議会の活動を支援します。

●買い物サービス支援事業（平成 28 年度～）（再掲）

社会福祉協議会が地区社会福祉協議会や各種団体、企業との連携により実施する買い物サービス支援事業について補助を行い、地域住民の新たな福祉人材の発掘と養成につなげます。

●ひとり暮らし高齢者給食サービス事業（平成 12 年度～）

地区社会福祉協議会（上中島・上野方・経田）が民生委員等と連携して実施するひとり暮らし高齢者に対する給食サービス（月2回）について、その活動を支援します。

●手話支援員・朗読支援員養成事業

障がい者への理解を深め、障がい者の支援ができる人材を育成します。

●ファミリー・サポート・センター事業（平成 16 年度～）（再掲）

地域において育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を組織化し、相互援助活動を行うことにより仕事と育児を両立しやすい環境づくりに努めます。

●認知症サポーター養成講座（平成 22 年度～）

認知症に関する正しい知識とその対応方法を普及するとともに、認知症の人やその家族の理解者・支援者となる「認知症サポーター」を育成します。また、認知症サポーターの中から、認知症の人への見守りや傾聴活動などの具体的に活躍してもらうボランティア（チームオレンジ）の育成に取り組みます。

2 社会福祉協議会への活動支援

<事業内容>

●地域総合福祉推進事業（ケアネット事業）（平成元年度～）

社会福祉協議会が行うケアネット活動（地域住民と専門職との連携により、支援を必要とする方に対して見守り、ゴミ出し、通院介助などを実施するボランティア活動）に対する補助金を交付し、その活動を支援します。

●地域福祉強化事業（平成 25 年度～）

地域福祉活動の中核を担う専門職（地域福祉活動専門員、ケアネット活動コーディネーター、ボランティア活動コーディネーター）を社会福祉協議会に配置するため、これら専門職員の人件費に対する補助金を交付し、その活動支援に努めます。

3 市民後見人の育成 【魚津市成年後見制度利用促進計画】

<事業内容>

●成年後見制度利用促進事業（令和3年度～）

社会福祉協議会と協働して魚津市成年後見支援センターを運営し、判断能力が不十分な方の生活を身近な立場で支援する人材の育成を推進するため、市民後見人養成講座を開催します。また、成年後見制度の啓発や相談窓口の設置を併せて行うことで、成年後見制度の周知及び市民の福祉意識向上に取り組みます。

◆ 市 民 が で き る こ と ◆

- ボランティア活動に取り組みます。
- 福祉などに関する知識を習得する取組に参加します。
- 地区社会福祉協議会のイベントや活動に参加します。
- 自分ができることを発信します。



施策 3 社会参加と自立の促進

◆ 施策のめざす姿 ◆

- 地域で暮らすすべての人が、健康で生きがいをもって、積極的に地域活動に参加し、活動機会の拡充が図られています。
- 働く意欲のある人すべてに雇用の機会があり、いきいきと生活できる環境が整えられています。
- 地域で暮らすすべての人びとが、心身の健康づくりに取り組んでいます。
- 地域で暮らすすべての人びとが、再犯防止のための取組に協力しています。

◆ 現状と課題 ◆

地域では様々な人が生活を営んでいます。多様性はその人の年齢や家族構成、社会的な立場のように他者から分かりやすい事項のほか、生活歴や価値観のように内面的なものにも見られます。このような多様性を理解しすべての人が生きがいを持って就労や社会参加することで、地域全体の力が向上することが期待できます。

高齢となった世代では、加齢に伴う心身の変化に応じた生活を住み慣れた地域で続けられるよう、共に過ごしてきた人たちや同じ趣味を持つ仲間との交流、暮らしを支える多様なサービスや活動機会が確保されている必要があります。

また、障がいのある人もない人もお互いを尊重し支え合いながら暮らしていくために、一人ひとりのニーズや障がいの特性に応じてきめ細やかな支援が必要です。また、障がい者の経済的自立を目標に、例えば農業との連携（農福連携）などを推し進めることも大切です。

生活に困窮している人については地域の一員として充実した生活が送れるよう、経済的に自立するための就労支援や心身の健康の回復・維持を支援し、健康で文化的な日常生活を保障していく必要があります。

顕在化しにくいものとして、犯罪をした者等が就労・住居の確保、疾病や高齢、障がい等の様々な課題を抱えている場合があります。再犯の防止に当たっては、刑事司法手続き終了後も継続的に、その社会復帰を受け入れ、孤立をさせない支援が必要です。

◆ 基 本 事 業 ◆

Ⅰ 高齢者の社会参加の促進

<事業内容>

● 高齢者いきいきセンターなどの管理運営事業（平成 12 年度以前～）

高齢者の生きがいづくりの場として、魚津市高齢者いきいきセンターを管理し、高齢者の活動を支援します。

● 老人クラブ事業（昭和 35 年度前～）・高齢者生きがい事業（昭和 60 年度前～）

魚津市老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動を支援します。また、コーラス教室、卓球教室、麻雀教室など文化・芸術・スポーツ分野などの趣味教室を開催し、高齢者の活動意欲向上を図り、健康づくりと社会参加を創出する活動を支援します。

● （高齢者）就業機会確保事業（昭和 63 年度～）

高齢者の就業支援を行うシルバー人材センターの活動に対し補助金を交付し、生きがいづくりや社会参加を支援します。

● 地域介護予防活動支援事業（平成 18 年度～）（再掲）

高齢者等が要介護の状態にならないよう、誰でも参加できる「さんさん介護予防倶楽部」や地域における様々な活動への参加を促し、介護予防に努めます。

2 障がい者の自立と社会参加への基盤づくりの推進

<事業内容>

● 障がい者福祉推進事業・地域生活支援事業（昭和 30 年度～）

魚津市障がい福祉計画の進捗管理と状況変化に応じた必要な見直しを行います。

また、障がい者の自立を促し社会参加を促進するため、魚津市障がい者連合会に対し活動補助金や事業実施委託金を交付し支援します。

● 農福連携事業（平成 30 年度～）

農業と福祉の連携により、障がい者の就労機会を確保し、経済的な自立を支援します。

● 障がい者交流センター運営事業（平成 15 年度～）・身体障がい者デイサービス事業（平成 12 年度～）

障がい者の自立と社会参加の促進のため講習会やレクリエーション等を行う場を提供し、障がい者の日中生活の場の確保と障がい者相互の交流を推進していきます。また、地域住民との交流を行います。

● 障がい者福祉タクシー事業（昭和 60 年度～）

在宅の重度障がい者に対し、タクシー・ガソリン券を給付し、また、中度の障がい者に対しては魚津市民バスの回数券を給付し、移動に係る経済的負担を軽減することで、障がい者が外出しやすいようにし、社会参加を促進していきます。

3 生活困窮者の自立促進

<事業内容>

●生活困窮者自立支援事業（平成 27 年度～）

生活保護に至る前段階にある生活困窮者を対象として、自立支援対策の強化を目的に富山県東部生活自立支援センターに業務を委託し、困窮者の状況に応じた相談、生活指導、保健指導、住宅確保、就労支援等を行い、困窮者の自立支援を行います。

●魚津市自立支援プログラム策定推進事業（平成 25 年度～）

就労を希望するが就労に結びつかない人や就労意欲を失い社会から孤立している人に対して、就労体験の機会を提供するとともに「経済的な自立」だけでなく、「健康を回復・維持し、自分で健康・生活管理を行うことができるようにする日常的な自立」や「社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ることを目指す社会的な自立」といった、社会とのつながりを結び直すための支援を行います。

●生活保護事業（昭和 25 年度～）

生活保護は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事を目的とした制度です。保護の種類は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の 8 つの扶助で構成され、必要に応じて保護金品等を被保護者に支給します。

4 再犯防止のための取組の推進 【魚津市再犯防止計画】

<事業内容>

●更生保護活動を実施する団体の支援と周知

更生保護活動に携わる魚津保護区保護司会、魚津市更生保護女性会などの団体が活動を恒久的に継続できるよう支援を行います。また、保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点として平成 30 年 10 月に開所した「魚津更生保護サポートセンター」の周知を引き続き行います。

●再犯防止に関する啓発活動の推進

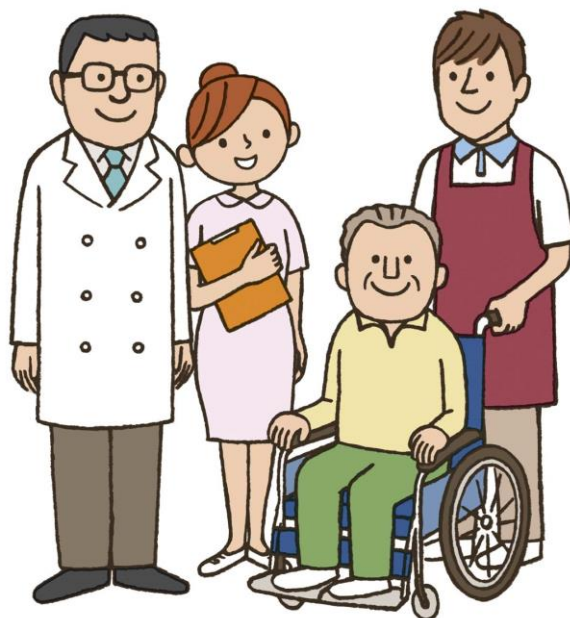
魚津保護区保護司会と連携し、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの理解を深め、安全で安心な明るい地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を推進し、広報や啓発活動に取り組みます。

●更生保護活動を実施する団体と関係団体との連携強化

非行の未然防止や学びの場づくりのため、保護司と学校関係者との連携や協力体制の構築を支援します。また、医療・福祉関係機関との連携により、適切な福祉支援が提供できるよう支援します。

◆ 市 民 が で き る こ と ◆

- 地域活動に積極的に参加します。
- 長年培った知識や技能を次世代につなげるよう努めます。
- 自ら、心と身体の健康の保持増進に努めます。
- 生活困窮者の支援の制度について理解します。
- 加齢や障がいなどによる個人の特性への理解に努めます。
- 更生保護活動を理解し、再犯防止のための取組に協力します。



基本目標2 暮らしを支える仕組みを整備する

施策4 福祉サービス基盤の充実

◆ 施策のめざす姿 ◆

- 子育て中の人、高齢者、障がい者などすべての人が、必要とする公的サービスを円滑に受けることができます。
- 公的な福祉サービスのみならず、民間が提供するサービスを、必要な方が必要な時に利用することができます。
- 誰もが安心して教育・保育を利用できる環境が整備されています。
- 身近な地域で、保育サービスなどについての適切な情報提供や相談支援が受けられます。
- 地域で必要とされる福祉サービスが、住民によるもの、企業や各種団体によるものなど、多様な主体により提供されています。

◆ 現状と課題 ◆

本市では女性の就労率は国や県と比較して高くなっており、子育てと仕事の両立の支援強化が課題となっています。また、核家族が増え、身近な人に子どもを見てもらえない人や子育てに関する相談先がない人も見受けられます。多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に図るとともに、地域全体で子どもと子育てを支える環境の整備と、子育て家庭への生活支援の充実が求められています。

今後の超高齢社会においては、支援を必要とする人は増加していくことが見込まれます。こうした中で、個々人の尊厳を保持し、本人が希望する生活を実現していくためには、多様なニーズに応じたサービスが必要です。

高齢者や障がい者など支援を必要とする人に対しては、できる限り住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、買い物や移動に関する支援などの生活支援体制を充実させるとともに、地域に根差した施設の整備など福祉サービス基盤の整備を進めます。また、福祉サービスの提供に当たっては、住民主体のサービスの創出や企業との連携などを推進します。

◆ 基 本 事 業 ◆

Ⅰ 子育て家庭への生活支援の充実

<事業内容>

●とやまっ子子育て支援サービス普及事業(平成 16 年度～)

子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、地域における各種保育サービス等の利用を促進するため、保育サービス等に利用できる「子育て応援券」を配布し、子育て家庭を支援します。

●児童手当支給事業(昭和 22 年度～)・児童扶養手当支給事業(昭和 37 年度～)

児童手当法、児童扶養手当法に基づき、手当を支給し子育て家庭を支援します。

●子育て家庭医療費助成事業(昭和 55 年度～)

子どもの健康管理と適正な医療をもって子どもの保健と福祉の向上を図るため、0 歳から 18 歳までの子どもの医療費の自己負担分を助成します。

妊産婦の疾病の早期発見と適正な医療を確保し、母子の健康の保持及び増進を図るため、医師が認定した特定疾病にかかる医療費の自己負担分を助成します。

未熟児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療にかかる医療費の自己負担分を助成します。

ひとり親家庭等の子ども及び養育者の医療費の自己負担分を助成します。

●乳児家庭全戸訪問事業(平成 20 年度～)

2～3か月児を持つ家庭に対し、保健師や母子保健推進員が家庭訪問を行い、保健サービス・予防接種・子育て支援サービスの紹介を行うとともに育児不安などの把握に努め、必要に応じて適切なサービス提供につなげます。

●養育支援家庭訪問事業(平成 21 年度～)

養育支援が必要な家庭に出向き、保健師、助産師、看護師、保育士、児童相談員等が、育児相談・支援、養育者に対する身体的かつ精神的不調状態に対する相談・支援、栄養指導及び児童の自立に向けた養育相談・支援を行います。また、必要に応じてホームヘルパーなどが簡単な家事等の援助を行います。

●子育て応援サイト・アプリの配布(平成 29 年度～)

子育て世代の多くが利用しているスマートフォンを通じて、子育て情報をすばやく確実に取得することができるよう、「子育てアプリ」を配布し情報の提供を行います。

●子育て支援コーディネーター設置事業(平成 27 年度～)

こども課内に子育て支援コーディネーターを配置し、子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報収集・提供・相談・助言等を行います。また、子育て支援機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有等を行います。

●地域子育て支援センター事業・地域子育て活動支援事業(平成8年度～)(再掲)

健康センターに子育て支援センター(のびのび)を設置し、子育てアドバイザーを配置して子育て支援を行います。また、かづみ認定こども園に設置された子育て支援センター(にこにこ)に運営助成を行い、子育て支援の拡充を図ります。

さらに、地域の子育て家庭が気軽に遊びに來たり相談したりする場を児童センター・保育

園で提供することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て世帯の不安感等を緩和し子どもの健やかな育ちを促進します。

●子育て世代包括支援センター事業（平成 28 年度～）

健康センターにおいて、母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師等を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する総合的な相談支援を行います。

●児童センター運営事業（昭和 57 年度～）

市内4か所の児童センターの運営・管理を社会福祉協議会（指定管理者）に委託し、地域に居住する幼児を含む子どもの健康の増進を図り情緒豊かに過ごせる場を充実します。

●保育所等運営事業（昭和 22 年ごろ～）・特別保育事業（平成 5 年度以前～）

民間活力も活用し、保育園、認定こども園の運営を行います。また、多様化・複雑化する保育ニーズに対応するため、延長保育など特別保育事業を実施します。併せて、若い世代を中心とした子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して産み育てられる環境づくりを推進するため通常の3歳以上の保育料無料に加え、同時入所第2子保育料及び第3子以降の保育料の無料化を行います。

●放課後児童健全育成事業（平成 7 年度～）

放課後や長期休業中において、保護者が就労等により家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与え、児童の自主性・社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全な育成を図ります。

●病児・病後児保育助成事業（平成 20 年度～）

病気や病気の回復期の子どもが保育園等・小学校に通えない場合、子どもを一時的に預かるほか、保育園等において保育中に体調不良となった場合には、緊急対応できない保護者に代わり、送迎対応も行う病児・病後児保育施設「キッズベアー」へ運営助成を行い、仕事と育児を両立しやすい環境を整えます。

●つくし学園運営費（昭和 49 年度～）

福祉型児童発達支援センターとして、知的障がいや発達障がいのある幼児の通所支援を行うとともに、保育所等訪問や相談支援など、地域の療育支援の中核的な役割を担う施設としてサービスを提供します。

●産後ヘルパー派遣事業（令和2年度～）

産後の子育て家庭が利用しやすい家事ヘルパー派遣事業を実施し、出産後の家庭の家事・育児の負担軽減を図ります。

●子育て短期支援事業〔ショートステイ事業〕（令和4年度～）

保護者が出産や病気等の理由で児童の養育が一時的に困難になった場合に短期間児童養護施設等で児童を預かる子育て短期支援事業の充実を図ります。

●子ども家庭総合支援拠点事業（令和4年度～）

18 歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦に切れ間なく継続的に支援を行うため、こども課が主管となり、子ども家庭総合支援拠点を整備し、子育て世代包括支援センターをはじめ関係機関等と連携し、相談支援を行います。

●ママと子どもが輝くまち事業（令和3年度～）

ママと子どもが楽しめるイベントを通年で実施し、多様に働くママに活躍の場と子育てママた

ちの情報交換の場を提供します。

2 高齢者への生活支援の充実

<事業内容>

●在宅高齢者等住宅改善事業（平成 12 年度～）

高齢者の身体状況に応じて、自宅の段差解消や手すりの設置などを行う住宅改善を行う費用の助成を行い、在宅での生活を支援します。

●高齢者生活支援事業（平成 12 年度～）

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対し、緊急通報装置の設置、寝具のクリーニングサービスを行い安全な暮らしの確保に努めます。

●買い物サービス支援事業（平成 28 年度～）（再掲）

社会福祉協議会が地区社会福祉協議会や各種団体、企業との連携により実施する買い物サービス支援事業について、備品や消耗品購入などの活動経費に対する補助を行い買い物弱者への支援に努めます。

●家族介護者支援事業（平成 24 年度～）

徘徊するおそれがある高齢者を在宅で介護する者に対し、徘徊探知機（GPS）を貸与し、在宅で介護する者の精神的負担を軽減します。

要介護3以上、若しくは身体障害者手帳1、2級所持者に対し、おむつ等の介護用品の購入費の助成を行います。

要介護3以上の高齢者を在宅で介護する者に対し、介護手当を支給し、その生活の安定と地域での在宅生活の支援を行います。

●在宅福祉推進事業（平成 12 年度～）

在宅で生活する要介護4以上の高齢者（所得要件あり）に対し、在宅要介護高齢者福祉金を支給します。また、障がい・疾病等で一時的に車椅子が必要な者に対し車椅子の無償貸与を行います。

●老人福祉施設入所事業（昭和 62 年度以前～）

環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活が困難な方に対し、養護老人ホームへの入所措置を行います。また、やむを得ない事由により適切な介護サービスを受けることができない方に対し、措置によるサービス提供につなげます。

●高齢者等配食サービス事業（平成 12 年度～）

日常的な調理が困難な高齢者や栄養改善が必要な高齢者に対し、月曜～金曜の昼食・夕食を配達し食生活の改善に努めます。

●認知症総合支援事業（平成 22 年度～）（再掲）

認知症の人やその家族が安心して地域で生活できるよう、地域住民と認知症の人やその家族が一緒に集える「認知症カフェ」や介護者が介護の悩みを相談できる「介護家族の会」などを開催します。また、認知症や要介護の状態に応じた適切な医療や介護サービスを紹介する認知症ケアパスの作成にも取り組みます。

●介護保険事業計画推進事業（平成 11 年度～）

介護保険法第 117 条の規定に基づき、3年ごとに介護保険サービス等の必要量を推計し、

保険料を算定し、計画期間内は、進捗状況を点検し適正な介護事業の運営に努めます。

●介護予防・生活支援サービス事業（平成 27 年度～）

平成 28 年3月より、要支援1、2や虚弱高齢者を対象とした訪問型サービスや通所型サービスを開始しています。今後は多様化するニーズに対し、身近な地域で定期的に集うことができる事業として、地域住民が主体となる通所型サービスBの立ち上げを推進します。

●介護相談員派遣事業（平成 13 年度～）

介護相談員が、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じます。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護保険のサービス事業所における介護サービスの質的な向上を図ります。

●介護給付費等費用適正化事業（平成 21 年度～）

利用者に対する適切な介護保険サービスが確保されとともに、不適切な給付を削減することを目的として、利用者本人（家族）に対し、サービスの請求状況や費用等について通知を行います。また、居宅介護支援事業者が作成したケアプランをチェックし適正化を図ります。

●低所得利用者負担軽減事業（平成 12 年度～）

介護保険サービスを利用している低所得の利用者に対し、安心して利用できるよう利用者負担の一部を助成します。

3 障がい者（児）への生活支援の充実

<事業内容>

●自立支援医療費支給事業（平成 5 年度～）

身体障害者手帳取得者等に対し、障がい除去・軽減する治療にかかる医療費の自己負担額を軽減します。

●補装具費給付事業（平成 18 年度～）

身体障がい者（児）に対し、障がいを補完するために必要な補装具を購入・修理する費用を給付し、自立した生活が送れるよう支援します。

●障がい者住宅改善事業（平成元年度～）

在宅の重度障がい者が安心安全に日常生活を送り、介護者の負担を軽減するために必要な住宅改善にかかる費用の一部を助成し、自立の促進、寝たきり防止などに努めます。

●特別障がい者手当等支給事業（昭和 39 年度～）

常時特別な介護を要する重度の障がいがある者（児）に対して、手当の支給を行い、重度障がい者の在宅福祉の推進を図ります。

●重度心身障がい者医療費助成事業（昭和 49 年度～）

心身に重度の障がいのある者に対し、医療費負担の一部を助成し、心身障がい者の福祉の増進を図ります。

●障がい者等介護手当支給事業（昭和 48 年度～）・障がい者福祉手当支給事業（昭和 44 年度～）

在宅障がい者の介護者に対し、介護手当を支給し、その生活の安定と地域での在宅生活の支援を図ります。また、重度障がい者（児）に対し福祉手当を支給し、経済的負担の軽減と福祉の増進を図ります。

●障がい福祉サービス費等給付事業（平成 18 年度～）

障がい者福祉サービスを希望する障がい者に対し、必要なサービスの支給要否を決定し、支給決定者がサービスを受けることにより、自立した生活ができるよう支援します。

●障がい者福祉施設整備事業（昭和 56 年度～）

障がい者福祉施設を整備しようとする社会福祉法人等に対し、施設整備に係る経費の一部を助成することにより、施設整備を促進し、支援が必要な障がい者がサービスを受けやすくなるようにします。

●障がい児通所支援事業（平成 24 年度～）

障がい児通所支援を希望する障がいのある児童の保護者に対し給付の要否を決定し、児童がサービスを受けた場合、その給付費を支払い、障がいのある児童が地域社会で安心して生活するための支援を行います。

◆ 市 民 が で き る こ と ◆

- 子育てに関する情報やサービスを活用します。
- 子育てサロンや支援ネットワークに協力し、地域みんなで子育てを支えます。
- 高齢者や障がい者(児)に対するサービスを活用して、充実した生活を送ります。
- 「子ども家庭総合支援拠点」や「子育て世代包括支援センター」を活用します。

施策 5 地域包括ケアシステムの推進

◆ 施策のめざす姿 ◆

- 医療や介護が必要な状態となっても、最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けています。
- 地域に社会的な役割や生きがいを持てる居場所があることで、住み慣れた地域で楽しく、生きがいをもって年齢を重ねることができます。

◆ 現状と課題 ◆

急速な高齢化の進展により、高齢者世帯や一人暮らし高齢者、認知症高齢者が今後ますます増加することが予想されます。さらに、住民が抱える生活課題は複雑・多岐に絡み合い、単独のサービス・対応だけでは解決できないことが増えています。

こうした中、高齢化率が40%を超えると見込まれる令和22年(2040年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の体制の構築に取り組んできましたが、地域全体がつながり支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、さらなる推進が求められます。

第3次計画の期間中においては、生活支援体制整備事業の取組などにより、住民の間で地域の課題を「我が事」としてとらえる意識が徐々に浸透し、住民主体の活動は進展が見られました。

これまで発展してきた住民主体の取組を横展開しつつ、今後さらに人口減少と高齢化が進む状況になっても、活動を持続できるよう市・関係機関のさらなる連携が求められます。

◆ 基本事業 ◆

Ⅰ 協働による包括的支援体制の構築

<事業内容>

●生活支援体制整備事業(平成27年度～)(再掲)

高齢者の生活支援サービス及び介護予防サービスの多様な主体による提供体制を構築し、地域における支え合いの体制づくりを推進するため、魚津市生活支援・介護予防サービス体制整備協議体(第Ⅰ層)において協議を行います。また、魚津市生活支援コーディネーターとの連携により、地域のニーズ把握やネットワーク構築、生活支援等サービスの開発に努めます。

●地域ケアマネジメント支援事業（平成 18 年度～）

地域における介護支援専門員の実践力向上に資する取組を行い、介護支援専門員同士若しくは関係機関とのネットワーク構築支援を図ります。

●地域ケア会議推進事業（平成 27 年度～）

高齢者個人に対する支援と社会基盤整備を図ることを目的とした地域ケア会議を開催し、個別課題解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の整理、地域づくり・資源開発に努めます。

2 在宅医療・介護連携の推進

<事業内容>

●在宅医療・介護連携推進事業（平成 25 年度～）

地域の医療情報や介護保険情報などの把握のほか、在宅医療・介護連携の課題の抽出や対応策について検討します。また、魚津市医師会や魚津市介護保険サービス事業者連絡協議会とともに、在宅医療について市民公開講座や地域での出前講座を開催し、在宅医療と介護サービスが一体的に提供される体制を構築するため、関係者が一同に会する研修会の開催や情報共有のための支援を実施し、在宅医療・介護の関係者の連携強化に努めます。

●認知症初期集中支援事業（平成 28 年度～）

認知症が疑われる人やその家族が、早期に認知症の適切な医療や介護サービスに繋がるよう医療保健福祉専門職「認知症初期集中支援チーム」による相談対応を充実します。

●介護保険施設整備事業補助事業（平成 10 年度～）

介護保険事業者による介護保険施設等の整備に対し、補助金の交付、借入金の利子補給を行い、施設整備の推進を図ります。

3 住民主体の福祉サービス創出の推進

<事業内容>

●介護予防・生活支援サービス事業（平成 27 年度～）（再掲）

平成 28 年3月より、要支援1、2や虚弱高齢者を対象とした訪問型サービスや通所型サービスを開始しています。今後は多様化するニーズに対し、身近な地域で定期的に集うことができる事業として、地域住民が主体となる通所型サービスBの立ち上げを推進します。

◆ 市 民 が で き る こ と ◆

●自ら要介護状態になることを予防するため、健康の保持・増進や積極的な社会参加に努めます。

●地域住民が主体となって、地域の通いの場を創出します。

施策 6 包括的な相談支援体制づくりの推進

◆ 施策のめざす姿 ◆

- 誰もが安心して相談できる仕組みが構築されています。
- 人権が尊重され主体的に権利行使できるよう、支援を行うことにより、すべての住民が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持しています。

◆ 現状と課題 ◆

これまでの福祉サービスは、子育て中の人、高齢者、障がい者、生活困窮者といった対象者ごとにサービスが提供されてきた側面があります。それぞれの制度が成熟していく一方で、課題が複雑化・複合化し、既存の制度では対応が困難で表面化しにくいケースが見られるようになっていきます。このような背景から、2020 年の社会福祉法の改正では、制度の枠組みにとらわれない包括的な支援体制の整備を促進することとされています。

複合的な課題を抱えながらも相談につながらない状況にある人に対しては、地域の力を活用しながら支援ニーズを把握し、属性に関わらず総合的に相談を受け止める体制が求められます。また、既存の制度では対応できないニーズに対応するため、地域における様々な社会資源を総合的に活用できる支援体制を構築する必要があります。子ども家庭総合支援拠点や地域包括支援センター、障がい者相談支援などの各分野における相談支援体制の充実を図るとともに、多様な機関や団体・企業などが意見交換や情報共有を行い、連携して支援できる仕組みを構築することが大切です。

◆ 基本事業 ◆

Ⅰ 児童・高齢者・障がい者・生活困窮者への相談支援体制の充実

<事業内容>

●子ども相談事業（昭和 44 年度～）

こども課内に家庭児童相談員を配置し、家庭における人間関係の健全化及び適正な児童の養育等家庭児童福祉に関する相談、指導援助業務を行います。

●母子等福祉対策事業（昭和 49 年度～）

こども課内に母子・父子自立支援員を配置し、家庭相談を行うほか、就労支援や就労の際有利となる資格取得の受講費用や生活費等の助成を行い、母子・父子家庭等の生活の安定

と自立を促します。

●子育て世代包括支援センター事業（平成 28 年度～）（再掲）

健康センターにおいて、母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師等を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する総合的な相談支援を行います。

●子ども家庭総合支援拠点事業（令和 4 年度～）（再掲）

18 歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦に切れ間なく継続的に支援を行うため、こども課が主管となり、子ども家庭総合支援拠点を整備し、子育て世代包括支援センターをはじめ関係機関等と連携し、相談支援を行います。

●介護予防把握事業（平成 18 年度～）

基本チェックリストにより把握した虚弱高齢者に対して訪問活動を実施し、高齢者の心身の状況や生活面での心配ごと・困りごとの対応に努めます。

また、要介護の状態にならないよう保健事業と介護予防事業の一体的な実施に取り組むこととし、事業の紹介及び参加の支援を行います。

●高齢者総合相談事業（平成 12 年度以前～）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・保健・医療・福祉サービスなどの各種相談に対応するため、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等をはじめとする職員が専門知識を活かしながらチームで対応し、総合相談体制の充実を図ります。

●地域包括支援センターと富山県弁護士会との連携事業（平成 28 年度～）

高齢者に関する法的トラブルに対応するため、富山県弁護士会との連携による高齢者向け無料法律相談会を開催します。

●地域生活支援事業（昭和 30 年度～）（再掲）

障がい者やその家族などからの相談に対し、社会福祉協議会・厚生センターなど関係機関と連携し各種福祉サービスの調整を行い地域生活への支援を行います。

●生活困窮者自立支援事業（平成 27 年度～）（再掲）

生活保護に至る前段階にある生活困窮者を対象として、自立支援対策の強化を目的に富山県東部生活自立支援センターに業務を委託しています。困窮者の状況に応じて相談、生活指導、保健指導、住宅確保、就労支援等を行い、困窮者の自立支援を行います。

●地域自殺対策事業（平成 22 年度～）

こころの健康に関する正しい知識の普及や相談機関の周知に努め、ゲートキーパー養成講座を開催します。また、「いのちを支える魚津市自殺対策行動計画」に基づき、地域におけるネットワークの強化や自殺対策を支える人材の育成等の取組を行います。

2 複雑化する課題に対する支援体制の整備

〈事業内容〉

●総合相談機能の充実

地域包括支援センターが行う高齢者の総合相談を中心として、関係各課と横断的な体制を構築し、相談体制の充実を図ります。

複合化した課題を持つ人には、社会福祉協議会に配置されるコミュニティソーシャルワーカー

カーと連携し、アウトリーチや寄り添い型の支援に向けて体制を強化するとともに、地域の多様な主体や社会資源を活用しながら包括的な支援を提供します。

また、課題の深刻化を防ぐため、支援を必要とする人へ生活支援や相談窓口に関する情報が届くよう配慮するとともに、地域の多様な主体とともに支援ニーズの把握に努め、早期に関わりを持つことができる仕組みの構築を図ります。

●地域福祉ミーティング(令和3年度～)

各地区社会福祉協議会が中心となり、様々な視点で地域における課題などを話し合うことにより、地域における関係者のネットワーク体制の構築や、地域生活課題の発見や共有、解決などを図ります。

●地域生活支援拠点の確保

障がい児・者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場づくりなどの居住支援、専門的人材の確保等や地域の体制づくりなどの地域支援について、複数の機関が分担して機能を面的に担う「地域生活支援拠点等」を圏域で確保し、その充実を図ります。

●基幹相談支援センターの設置検討

障がい者の種別を問わず、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として法律に位置づけられています。障がいのある人の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業者間の調整や支援といった役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討します。

●重層的支援体制整備事業の実施検討

住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「重層的支援体制整備事業」の実施について検討します。(図1参照)

●子ども家庭センターの設置検討

子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「子ども家庭センター」設置について検討します。

令和2年度の社会福祉法改正において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本事業では「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとされています。

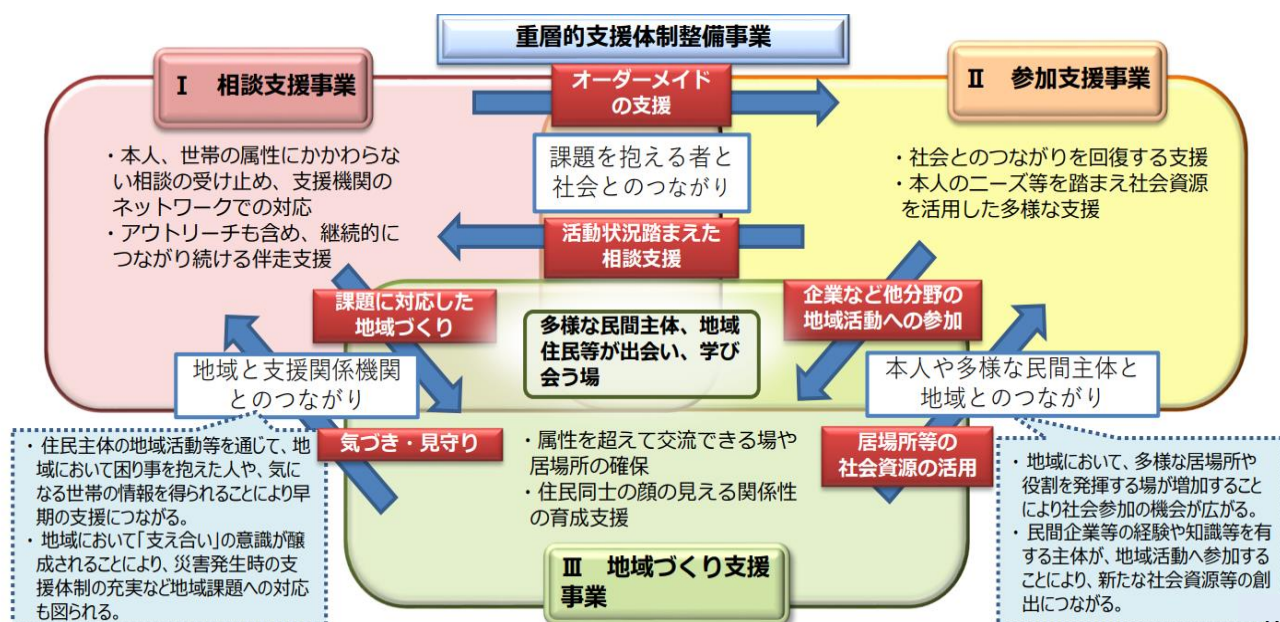


図1：厚生労働省「第155回市町村職員を対象とするセミナー」資料

3 虐待・差別防止体制の充実と権利擁護の推進

(魚津市成年後見制度利用促進基本計画を含む)

住み慣れた地域でいつまでも暮らすためには、すべての人が、尊厳が保たれた生活を送ることができるよう、権利擁護支援の充実が必要です。

本市ではこれまで、要保護児童対策地域協議会の運営、成年後見制度利用支援事業、地域包括支援センターによる高齢者の権利擁護についての啓発、福祉サービスの利用援助等に取り組んできました。

国は、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、市町村は、制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。また、利用促進法に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画では、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備や中核機関の設置等について盛り込むことが望ましいと定められています。

認知症の人や障がいのある人など、自分で判断することが難しい人が今後増加することが予測される中で、こうした人々の権利と利益を守る上で成年後見制度は重要なものであり、制

度のさらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を行うことが必要となっています。

福祉による権利擁護支援や成年後見制度による支援の必要性がある可能性のある方々（認知症高齢者推計数※、療育手帳 A 所持者数、精神保健福祉手帳Ⅰ級所持者数）は、市内に 1,934 人と推計されますが、成年後見制度の利用者数は 60 人（令和 3 年 3 月 31 日現在）であり、潜在的ニーズは高いものと考えられます。

※認知症高齢者推計数…要支援・要介護認定者のうち認知症自立度Ⅱ以上（R3.4.1）

本市では、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を進めるために、本計画と成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、取り組みます。

<事業内容>

●成年後見支援センター（中核機関）の設置と活用

成年後見制度の利用相談や弁護士、司法書士及び社会福祉士などの専門職による専門相談を行い、制度の利用を促進します。

また、市民後見人養成研修を実施し、市民後見人の養成に取り組むとともに、市民後見人や親族後見人の相談に応じ、地域における成年後見活動の推進を図ります。

さらに、成年後見制度や権利擁護に関わる機関・団体等で構成するネットワーク会議を通じて、支援関係機関等のネットワークづくりを進めるとともに、制度の普及啓発活動を行い、成年後見支援センターの機能充実を図っていきます。

●成年後見制度利用支援事業（平成 13 年度～）

成年後見人等の報酬を負担することが難しい方が適切に成年後見制度を利用できるよう、被成年後見人等へ報酬助成を行います。

また、親族の支援を受けることが出来ない判断能力が不十分な方に対しては、市長申立てによる成年後見制度の利用により、権利・財産の擁護に努めます。

●要保護児童対策事業（平成 19 年度～）

虐待や育児放棄など要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関で情報共有と連携を行うため要保護児童対策協議会を開催し、子どもが健やかに成長していくことを支援します。

●地域包括支援センター運営事業（平成 18 年度～）

高齢者の権利を本人が主体的に行使できるよう支援するため、地域包括支援センターが相談窓口となり、関係機関との連携体制の構築に努めます。

●障がい者虐待防止センター設置業務（平成 28 年度～）

障がい者虐待の通報及び相談窓口を決め、関係機関と連携しながら速やかな対応に努めます。

●障がいを理由とする差別への相談窓口設置業務（平成 28 年度～）

障がいを理由とする差別に対する相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら問題の解決に努めます。

●子どもの権利推進事業（平成 18 年度～）

魚津市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進します。

●人権啓発事業（平成元年度～）

市民の人権意識の高揚を図り、誰もが安心して暮らせる人権尊重社会の実現を目指しま

す。

●男女共同参画推進事業（平成5年度～）

すべての男女が性別にかかわらず個人として尊重され、人間としてのすばらしさをお互いに認め合い、自立した個人としてそれぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を形成します。

◆市 民 が できる こと ◆

- 不安や悩み、困りごとは一人で抱えず、身近な人や専門機関に相談するように努めます。
- 地域の中で困りごとを抱える人には、必要に応じ関係機関の相談窓口につなげます。
- 虐待を見たり、聞いたりしたときは、積極的に相談機関へ通報します。
- 障がいの特性を理解し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に努めます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業など、判断能力が十分でない人の権利を守る制度について理解を深めます。



施策 7 災害に備えた体制づくりの推進

◆ 施策のめざす姿 ◆

- 災害が発生した場合に円滑な避難行動ができるよう、「個別避難計画」の策定を進めます。
- 平常時から、地域内や関係機関との連絡・情報共有を行うとともに、一人ひとりが防災意識を高めます。
- 多くの人がボランティアなどで災害時に役割を担うことができます。

◆ 現状と課題 ◆

近年、全国各地で大規模な自然災害が多く発生しており、平常時からの災害に対する備えの重要性は高まっています。

日ごろから、福祉施設や関係機関と連携し、避難訓練の実施や啓発活動を行い、市民の防災意識を高めることが大切です。

また、災害時に自力で避難することが困難な方について、本市では 2019 年から「災害時避難行動要支援者個別避難計画」の策定に着手しています。2022 年の災害基本法の改正により、災害時要支援者の個別避難計画の策定が努力義務とされ、内容が具体化されたことを受け、対象者と計画内容を拡充し、災害時に円滑な避難行動ができるよう努める必要があります。

◆ 基本事業 ◆

Ⅰ 災害に備えた環境の整備

- 災害時避難行動要支援者個別避難計画の策定（令和元年度～）
避難行動要支援者の避難誘導を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者本人、その家族、地域住民と一緒に、個々に対応する支援者や支援の方法、支援に関する必要事項を示した「個別避難計画」の作成に取り組みます。
- 福祉施設等の災害に関する計画の策定（平成 28 年度～）
災害発生時における施設職員の役割や基本行動をあらかじめ定めておくことで、実際に災害が発生した場合に対応が迅速かつ円滑に行われることが期待されることから、福祉施設における災害対策計画策定の取組を支援してまいります。
- 防災啓発事業（平成 14 年度～）
防災講演会などを通じて市民に災害時における自助・共助の重要について考えていただく機会を確保し、地域での支え合いの力、防災力の強化に努めます。
- 要支援者見守り名簿及び見守りマップ作成業務（平成 24 年度～）
民生委員児童委員協議会と連携協力を図り、65 歳以上の一人暮らし高齢者や 75 歳以

上の高齢者のみ世帯で見守りを必要とする世帯及び障がい者（児）や難病患者などで避難支援が必要な人の把握に努め、災害時等における避難行動要支援者名簿の作成に活用します。

2 災害時に支え合いができる人材の確保

●災害ボランティアセンター運営事業（平成6年度～）

社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター設置訓練の実施やボランティア研修会などの開催により、地域のつながりや防災意識の醸成を図るとともに、災害に役割を担うことができる人材の育成に努めます。

●自主防災組織育成支援事業（平成10年ごろ～）

市内13地区の地区住民で組織される自主防災組織に対し、災害に対する事前の備えができる地域となるよう支援することで、地域防災力の向上を図ります。

◆市 民 が で き る こ と◆

- 緊急連絡先を相互に確認するとともに、あんしんカードなどに明記しておきます。
- 日ごろから避難経路や避難場所について確認をしておきます。
- 避難時に配慮が必要な人の情報を可能な範囲で共有します。
- 隣人等と日ごろから声をかけ合い、関係づくりをします。
- 防災訓練などの地域での防災の取組に参加するとともに、ボランティア研修などに参加し、自分ができる役割について準備します。



◆ 参 考 指 標 ◆

目 標	施策	施策・事業	数値目標項目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
基本目標 1	施策 1	基本事業 1	ボランティア団体及びNPO法人の 団体数の人口割合	2.0%(85 団体)	2.1%(85 団体)
		基本事業 2	子育て支援センターの延べ利用者 数	10,906 人	11,000 人
		基本事業 3	地域ケア会議参加人数	140 人	150 人
		基本事業 4	まめなけネット登録事業者数	62 事業所	65 事業所
		基本事業 5	認知症サポーター養成講座受講者 数(累計)	5,119 人	6,700 人
	施策 2	基本事業 1	民生委員の相談件数	2,112 件	維持
		基本事業 2	ケアネットによる見守り実施者数	1,108 人	1,300 人
		基本事業 3	市民後見人養成講座受講者数	9人	15 人
	施策 3	基本事業 1	老人クラブ加入率	25.0%	26.0%
		基本事業 2	一般就労へ移行した人数	4件	6件
		基本事業 3	生活困窮者自立支援事業による就 労人数	4件	8件
		基本事業 4	保護司の人数	31 人	32 人
基本目標 2	施策 4	基本事業 1	この地域で今後も子育てをしてい きたいと思う親の割合(3歳児健診 時)	96.0%	100.0%
		基本事業 2	高齢者見守りネットワーク推進事業 による見守り対象者数	1,116 人	1,290 人
		基本事業 3	計画相談支給決定者(児)数	337 件	360 件
	施策 5	基本事業 1	地域包括支援センター相談件数	898 件	維持
		基本事業 2	自立高齢者の割合	80.2%	82.0%
		基本事業 3	住民主体の福祉サービス(通所型 サービスB)の箇所数	1箇所	4箇所
基本目標 3	施策 6	基本事業 1	複合的な支援ニーズ に対応したケース数	20 件	30 件
		基本事業 2	新川圏域での地域生活支援拠点 等の整備	未整備	整備完了
		基本事業 3	成年後見制度 利用者数(補佐・補助含む)	60 人	65 人
	施策 7	基本事業 1	個別避難計画策定数	1箇所	3箇所
		基本事業 2	避難所運営計画 作成済自主防災組織の割合	15.4%	100%

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進

本市が将来にわたって、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちであり続けるには、行政だけの力で多くの課題に対応することは極めて困難です。本市に暮らす市民や地域振興会をはじめとする各種団体、NPO法人、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの社会福祉関係団体との連携協働を強化するとともに地元企業や現在地域福祉に関わっていない方々等と「地域福祉の推進」の必要性について認識を共有し、計画の推進に向けた協働への取り組みを進めます。また、庁内においても地域福祉に関する様々な分野との連携が必要となるため、関係課の横断的な協力体制を構築し、関係部局との連携・情報共有に努めます。

2 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会とは、本計画の基本理念を共有し、適切な役割分担のもと連携・協力して施策の推進を図ります。まちづくり部門をはじめとする庁内関係課と社会福祉協議会との定例的な協議の場を設け、情報共有をより強化しながら、役割が重複する分野においてはワンストップ的な対応ができる協力体制を構築します。

3 計画の点検・評価・見直し

本計画を確実に推進するため、本市の最上位計画である「魚津市総合計画」に基づく具体的事業を進行管理するために実施している行政評価システムを活用し、関連事業を定期的に評価することにより、計画の適正な進行管理を図っていきます。

併せて、地域福祉計画と車の両輪の関係にある、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の進捗状況にかかる進行管理との整理により、本市における地域福祉の推進に関する総合的検証を行っていきます。

また、庁内の評価検証に加え、外部からの視点として「魚津市地域福祉計画推進委員会」において、計画の進捗状況や数値目標、内容について、定期的に点検評価及び見直しを行い、新たな取組などについてもご意見をいただきながら充実を図っていきます。

資料編

魚津市地域福祉計画推進委員会委員名簿（敬称略）

氏 名	所 属	備 考
福留 正二	魚津市社会福祉協議会長	委員長
中才 美喜子	魚津市民生委員児童委員協議会長	副会長
大崎 緑男	魚津市医師会	
野村 博	魚津市自治振興会連合会	
石田 三三明	魚津市障害者連合会長	
高島 敏雄	魚津市老人クラブ連合会長	
田中 志郎	魚津市PTA連合会 副会長	
浦田 孝子	うおづ女性の会連絡会長	
大崎 雅子	魚津市介護保険サービス事業者連絡協議会長	
矢田 厚子	魚津市社会福祉協議会事務局長（～R4.3.31）	
戸田 千春	魚津市社会福祉協議会事務局長（R4.4.1～）	
石澤 靖	NPOわかくさ会施設長	
坂本 典子	魚津市民間保育連盟（川原保育園長）	
吉田 智子	新川厚生センター魚津支所長（～R4.3.31）	
土肥 裕美子	新川厚生センター魚津支所長（R4.4.1～）	
大蔵 浩一	魚津市小学校校長会代表（清流小学校長）（～R4.3.31）	
弥生 陽子	魚津市小学校校長会代表（道下小学校長）（R4.4.1～）	

事務局

魚津市民生部長	武田 菜穂子
魚津市民生部次長兼社会福祉課長	田中 明子（～R4.3.31）
	山本 春美（R4.4.1～）
魚津市民生部こども課長	村崎 博
魚津市民生部参事兼健康センター所長	森山 明
魚津市民生部社会福祉課長代理兼福祉係長	池川 幸博（～R4.3.31）
魚津市民生部社会福祉課福祉係長	高嶋 真弓（R4.4.1～）
魚津市民生部社会福祉課保護係長	近堂 暢昭
魚津市民生部社会福祉課高齢福祉係長	上田 哲也（～R4.3.31）
	土肥 智子（R4.4.1～）
魚津市民生部社会福祉課介護保険係長	鈴木 章好（～R4.3.31）
	井川 勇（R4.4.1～）
魚津市民生部地域包括支援センター予防係長	江田 昌江
魚津市民生部こども課子育て支援係長	米島 智晴（～R4.3.31）
	林 雅子（R4.4.1～）

魚津市地域福祉計画推進委員会設置要領

(設置)

第1条 魚津市における地域住民に関する福祉施策の総合的かつ効果的な推進に関する「魚津市地域福祉計画」(以下「地域福祉計画」という。)の進捗状況及び地域福祉計画の見直しを目的として、魚津市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の事項を検討する。

- (1) 地域福祉計画の進捗状況の点検に関すること
- (2) 地域福祉計画の見直しに関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる25名以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民(団体含む)
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(解散)

第7条 委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、民生部社会福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年9月12日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年2月21日から施行する。

2 この要領の施行の日の前日において、魚津市地域福祉計画策定委員会の委員であった者は、本委員会の委員とみなし、その任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

第4次魚津市地域福祉計画策定のスケジュール

期 日	内 容	備 考
令和4年3月10日	庁内検討会議 ・第3次計画の振り返り ・第4次計画 基本理念、基本目標、施策検討、素案検討	
3月17日	魚津市地域福祉計画推進委員会 ・基本理念、基本目標、素案検討	
3月18日～ 3月31日	パブリックコメント実施	
4月27日	魚津市地域福祉計画推進委員会 ・計画の審議、策定	

※随時、事務局にて素案の修正や計画（案）の検討を行う。

第4次 魚津市地域福祉計画

«令和4年度～令和8年度»

令和4年4月発行

編集・発行/

魚津市民生部社会福祉課

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

電話 0765-23-1005 FAX0765-23-1055